

R 4 宮繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事

図面目録

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-1	特記仕様書 (1)	A-16	鉄骨小屋伏図 鉄骨架構図
A-2	特記仕様書 (2)	A-17	軸組図
A-3	特記仕様書 (3)	A-18	鉄骨詳細図
A-4	附近見取図 配置図 支障物件確認	A-19	工事概略工程表 (参考)
A-5	平面図 建具表		
A-6	立面図 外部仕上表	B-1	倉庫 (平面図・展開図・立面図・屋根伏図・木製棚参考図)
A-7	内部仕上表 1階平面詳細図 部分詳細図	B-2	倉庫外構図
A-8	矩計図 (1) 瓦葺き詳細図 妻部詳細図		
A-9	矩計図 (2) 軒先詳細図	C-1	渡り廊下詳細図
A-10	武道場外構図		
A-11	No.2中継ポンプ槽平面図 断面図 配筋図	E-1	電気工事仕様書
A-12	設備器具平面図	E-2	電気設備解体 盤単線結線図・機器表・照明器具集計表
A-13	仮設計画図	E-3	電気設備解体 武道場平面図
A-14	解体後整地平面図	E-4	電気設備解体 部分平面図 (改修前/後)
A-15	床伏図 基礎伏図		

課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項														
10. 設計変更箇所確認	<p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、職地上、飛散工など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年1月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書で平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならぬ。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書)に記載を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表より中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県OAS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>◎設計Qの設定は、R()を±とする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めると共に、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>3. 仮設物</p> <p>4. 養生</p> <p>5. 工事用水、電力等</p> <p>6. 工事車両駐車場、現場事務所用地等</p> <p>7. 仮設トイレの洋式化</p>	<p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く。)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に常務課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場(種類: 枠組木足場手摺先行 仕様: 1枚布、D=60cm, 90cm シート仕様: 防音シート) ◎電気配線移動外部足場(種類: 枠組木足場手摺先行 仕様: 2枚布、D=90cm シート仕様: 防炎1階)</p> <p>・壁つなぎ間隔(水平方向: 5.5m以下、鉛直方向: 5.0m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)「手すり設置方式」により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(種類: 脚立、移動式足場H=5m 仕様: 枚布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)</p> <p>◎仮囲い(仕様: 成形鋼板、H=3.0m、L=55m(図示) 仕様: ガードフェンス+スチールベース、H=1.8m、L=14.4m(図示)</p> <p>◎ゲート(有・無、仕様: キャスターゲート W=5m, H=1.8m)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、突出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を提示すること。</p> <p>◎監督員事務所は: 設ける(面積 m²程度) (設けない)</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: シート養生)</p> <p>◎既存電力利用 (出来る 出来ない)、電料科(有償・無償)</p> <p>◎既存水利用 (出来る 出来ない)、用水科(有償・無償) 但し、施設管理者と協議のこと。</p> <p>◎同用地は、(明示の場所)・用意していないので業者にて)設けること。 但し、施設管理者と協議のこと。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快通トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ◎快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化が実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>	<p>§3章 解体施工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空气中に飛散させてはならない。</p> <p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する物塵については、放水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真撮影すること。 (1) 内装材等をまとめて集積したとる(特にせつこうボードは他のボードと区別すること) (2) 積み込み状況(車のナンバープレートを書き込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書き込むこと)</p> <p>◎構造物の地中部の取り壊しはベース下掘削でコンクリート及び基石底面まで先行撤去すること。 なお、残置する項目については図面参照の事</p> <p>3. 事前措置</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 1週間とする。 切り戻し時期については、監督員と協議のうえ決定する。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合についても同様とする。</p> <p>◎事前の施工調査等を改換後、(1)及び(5)及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を法律事務所調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は年間保存すること。 ・調査結果の概要を公表が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎解体前に照明器具及びトランス内相コンデンサのPGBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、第一種特定製品の有無について、事前確認書により監督員に説明すること。</p> <p>◎樹木等の伐採技規は図示による。</p> <p>◎積設版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>◎解体範囲内の設置機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着工すること。</p> <p>◎埋戻しは、(購入土・クラッシュラン・再生クラッシュラン・現場発生土)とする。</p> <p>◎混入する石の最大径は40mm程度とする。</p> <p>◎埋戻し高さは、周囲の地盤高さ以下とする。</p> <p>◎整地範囲は図示による。</p>
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																	
3千万円未満	—	1回																	
3千万円以上5千万円未満	—	2回																	
5千万円以上1億円未満	1回	2回																	
1億円以上	2回	3回																	
11. 工事検査及び技術検査																			
§2章 解体仮設工事																			
1. ベンチマーク																			
2. 足場等																			

徳島県県土整備部管轄課

工事名称 R 4 宮緒 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事

図面番号 A - 2

max 株式会社 マックス設計

〒779-3610 徳島県美馬市麻町大字脇町705-2

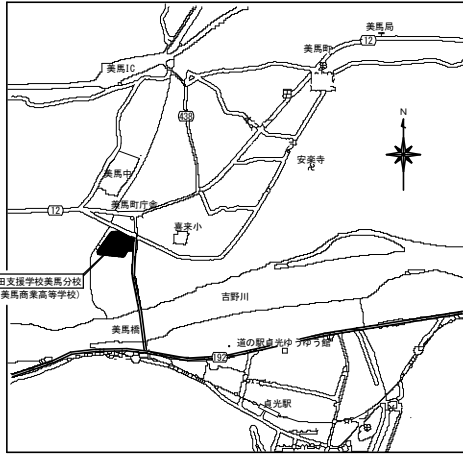
図名 特記仕様書(2)

縮尺 A2 NON A3 NON

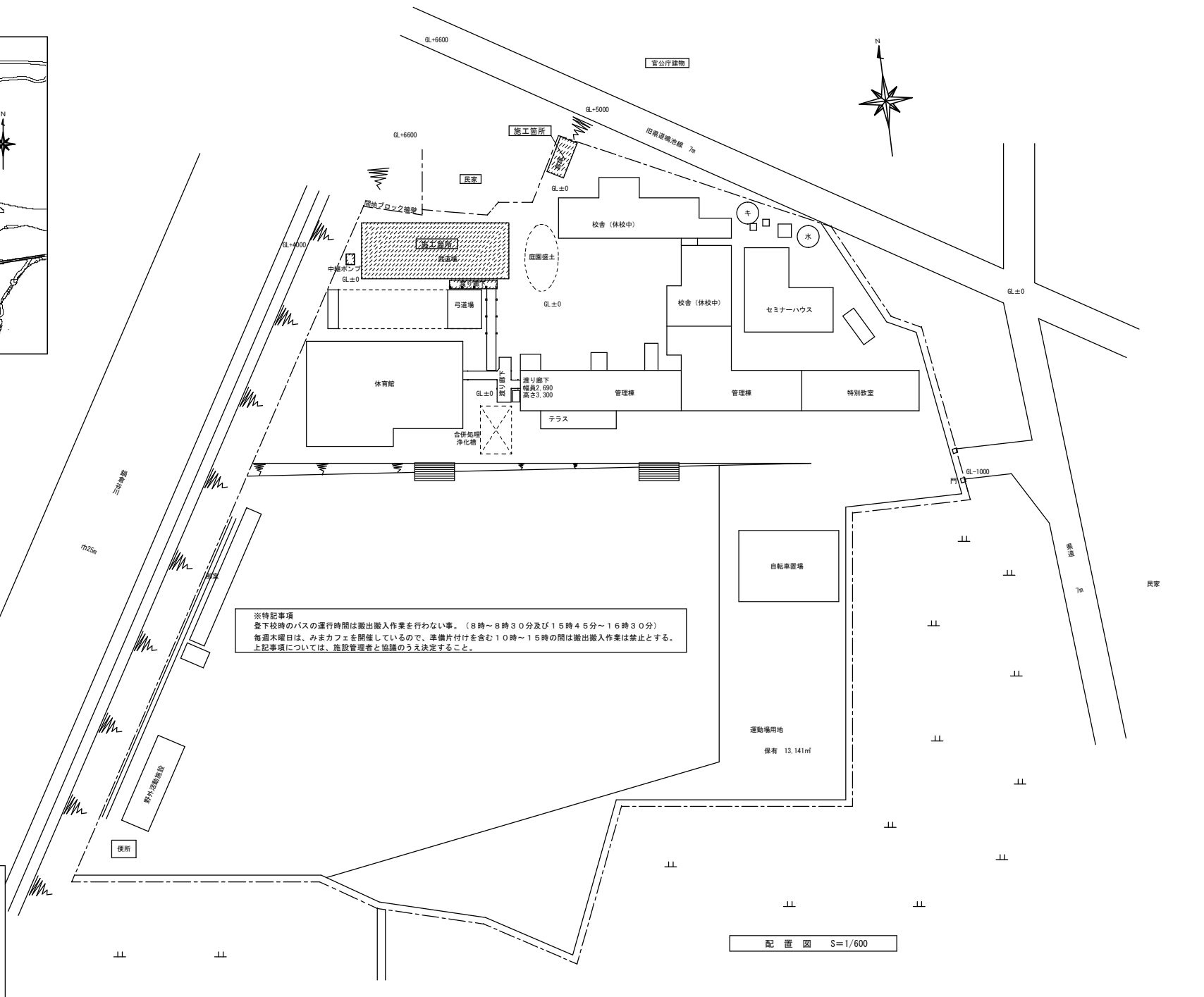
大正登録 第302457号 印事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹

TEL0883(52)0574 FAX(53)9840

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																								
7. 墜落防止対策	◎2期以上の壁壁のない開口部から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。 ◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要に臨時に手摺り等を取り外すときは、安全帯を使用したままの状態で行えるよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。	55章 アスベスト含有建材の処理工事 1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石粉（炭粉）対策等の実施内容を欄仕9.1.2(6)により見やすい場所に提示すること。 ◎既存の石粉含有建材の分析結果は貸与する（倉庫のみ） ◎事前の施工調査等を改修仕9.1.1(5)及び大气污染防治法により行うこと。 ・調査結果を石粉事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に提示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。	57章 発生材の処分場 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処分許可業者の会社名 処分許可業者の所在地</th> <th>処分地の所在地</th> <th>運搬距離 (見込距離)</th> <th>処理料金(税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート設(無鉛) (株)北園建設(北園アスコン掘削工事) 美馬市美馬町字妙見67番地2</td> <td>美馬市美馬町字妙見67番地2</td> <td>4.8km</td> <td>¥1,300(t)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート設(有鉛) 全 上</td> <td>全 上</td> <td>全 上</td> <td>¥2,000(t)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト 全 上</td> <td>全 上</td> <td>全 上</td> <td>¥1,200(t)</td> </tr> <tr> <td>ガラス (財)徳島県環境整備公社(徳島支部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>57.1km</td> <td>¥5,640(t)</td> </tr> <tr> <td>石 (株)北園建設(北園アスコン掘削工事) 美馬市美馬町字西崎4774</td> <td>美馬市美馬町字妙見67番地2</td> <td>4.8km</td> <td>¥1,300(t)</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>37.7km</td> <td>¥15,000(m³)</td> </tr> <tr> <td>繊維クズ 全 上</td> <td>全 上</td> <td>全 上</td> <td>¥10,000(m³)</td> </tr> <tr> <td>土 (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>54.6km</td> <td>¥10,000(t)</td> </tr> <tr> <td>陶磁器くず (財)徳島県環境整備公社(徳島支部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>57.1km</td> <td>¥5,640(t)</td> </tr> <tr> <td>金属(処分) (株)旭金属(優良認定業者) 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>54.9km</td> <td>¥0(t)</td> </tr> <tr> <td>石こうボード (株)オオタ(優良認定業者) 徳島市錦田新町6番地9-1</td> <td>徳島市西新浜町2丁目22番地</td> <td>55.6km</td> <td>¥20,000(t)</td> </tr> <tr> <td>解体材(メクス) (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>54.6km</td> <td>¥10,000(t)</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>37.7km</td> <td>¥10,500(m³)</td> </tr> <tr> <td>生木 (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>54.6km</td> <td>¥10,000(t)</td> </tr> <tr> <td>汚泥 (阿波パラス(株)) 吉野川市鴨島町鴨島町151-1</td> <td>吉野川市山川町堤外141-11</td> <td>21.5km</td> <td>¥12,000(t)</td> </tr> <tr> <td>アスベスト含有成形板等 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>37.7km</td> <td>¥20,000(m²)</td> </tr> <tr> <td>石粉含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト) (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>三好市山城町寺野字大休場956</td> <td>37.7km</td> <td>¥50,000(m²)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 有鉛材：鉄骨・軽重量鉄骨/サッシスチール、アルミ</p>	処分許可業者の会社名 処分許可業者の所在地	処分地の所在地	運搬距離 (見込距離)	処理料金(税抜き)	コンクリート設(無鉛) (株)北園建設(北園アスコン掘削工事) 美馬市美馬町字妙見67番地2	美馬市美馬町字妙見67番地2	4.8km	¥1,300(t)	コンクリート設(有鉛) 全 上	全 上	全 上	¥2,000(t)	アスファルト 全 上	全 上	全 上	¥1,200(t)	ガラス (財)徳島県環境整備公社(徳島支部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	57.1km	¥5,640(t)	石 (株)北園建設(北園アスコン掘削工事) 美馬市美馬町字西崎4774	美馬市美馬町字妙見67番地2	4.8km	¥1,300(t)	廃プラスチック類 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	37.7km	¥15,000(m ³)	繊維クズ 全 上	全 上	全 上	¥10,000(m ³)	土 (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号	徳島市津田海岸町2番90号	54.6km	¥10,000(t)	陶磁器くず (財)徳島県環境整備公社(徳島支部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	57.1km	¥5,640(t)	金属(処分) (株)旭金属(優良認定業者) 徳島市東沖洲1丁目12	徳島市東沖洲1丁目12	54.9km	¥0(t)	石こうボード (株)オオタ(優良認定業者) 徳島市錦田新町6番地9-1	徳島市西新浜町2丁目22番地	55.6km	¥20,000(t)	解体材(メクス) (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号	徳島市津田海岸町2番90号	54.6km	¥10,000(t)	混合廃棄物 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	37.7km	¥10,500(m ³)	生木 (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号	徳島市津田海岸町2番90号	54.6km	¥10,000(t)	汚泥 (阿波パラス(株)) 吉野川市鴨島町鴨島町151-1	吉野川市山川町堤外141-11	21.5km	¥12,000(t)	アスベスト含有成形板等 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	37.7km	¥20,000(m ²)	石粉含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト) (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	37.7km	¥50,000(m ²)
処分許可業者の会社名 処分許可業者の所在地	処分地の所在地	運搬距離 (見込距離)	処理料金(税抜き)																																																																										
コンクリート設(無鉛) (株)北園建設(北園アスコン掘削工事) 美馬市美馬町字妙見67番地2	美馬市美馬町字妙見67番地2	4.8km	¥1,300(t)																																																																										
コンクリート設(有鉛) 全 上	全 上	全 上	¥2,000(t)																																																																										
アスファルト 全 上	全 上	全 上	¥1,200(t)																																																																										
ガラス (財)徳島県環境整備公社(徳島支部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	57.1km	¥5,640(t)																																																																										
石 (株)北園建設(北園アスコン掘削工事) 美馬市美馬町字西崎4774	美馬市美馬町字妙見67番地2	4.8km	¥1,300(t)																																																																										
廃プラスチック類 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	37.7km	¥15,000(m ³)																																																																										
繊維クズ 全 上	全 上	全 上	¥10,000(m ³)																																																																										
土 (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号	徳島市津田海岸町2番90号	54.6km	¥10,000(t)																																																																										
陶磁器くず (財)徳島県環境整備公社(徳島支部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	57.1km	¥5,640(t)																																																																										
金属(処分) (株)旭金属(優良認定業者) 徳島市東沖洲1丁目12	徳島市東沖洲1丁目12	54.9km	¥0(t)																																																																										
石こうボード (株)オオタ(優良認定業者) 徳島市錦田新町6番地9-1	徳島市西新浜町2丁目22番地	55.6km	¥20,000(t)																																																																										
解体材(メクス) (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号	徳島市津田海岸町2番90号	54.6km	¥10,000(t)																																																																										
混合廃棄物 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	37.7km	¥10,500(m ³)																																																																										
生木 (有)徳島県産土優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号	徳島市津田海岸町2番90号	54.6km	¥10,000(t)																																																																										
汚泥 (阿波パラス(株)) 吉野川市鴨島町鴨島町151-1	吉野川市山川町堤外141-11	21.5km	¥12,000(t)																																																																										
アスベスト含有成形板等 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	37.7km	¥20,000(m ²)																																																																										
石粉含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト) (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956	三好市山城町寺野字大休場956	37.7km	¥50,000(m ²)																																																																										
8. 浄化槽(中継ポンプ)	◎汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置(「行」を行わない)	2. アスベスト含有成形板の除去	◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る公害他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応しい技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類：枠組木足場、仕様帆布、D=60cm、シート種類：ﾌﾞﾗｯｸﾊﾞｯｸﾞ1.05mm以上)(防音ｼｰﾄ) 仮囲い高さ：H= 8m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で閉じ、閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類：、仕様 帆布、D= cm) 養生種別(ﾌﾞﾗｯｸﾊﾞｯｸﾞ1.05mm以上) ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の除去にすぎか行つて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として放水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外し、処理を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石粉等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。																																																																										
54章 建設廃棄物の処理	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進法その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をい。標準仕様の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 搬去物の種類、規模、構造、搬去方法、養生方法、発生材の処分場を57章に記載する。 7章に記載以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 また、この場合、処分場の現情書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているときは、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、建設の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト・石膏の搬出については、中間処理施設のみとする。木材については、50mmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書(様式)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第310.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第310.25建設省令第20号)第1条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は建設副産物等が工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有・無) 材 料 名() 処理方法() ◎建設リサイクル法通知済証の提示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等)に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準(以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給するとする。	57章 設備関係の処理 1. 設備機器類	◎調査分析の結果、PCBを含む恐れのある機種は、養生の上、調査を添えて引き渡しとする。 ◎空調機類の搬去・処分を行う場合は、フロン制冷剂について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。 ◎家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法に基づき処理すること。																																																																										



付近見取図

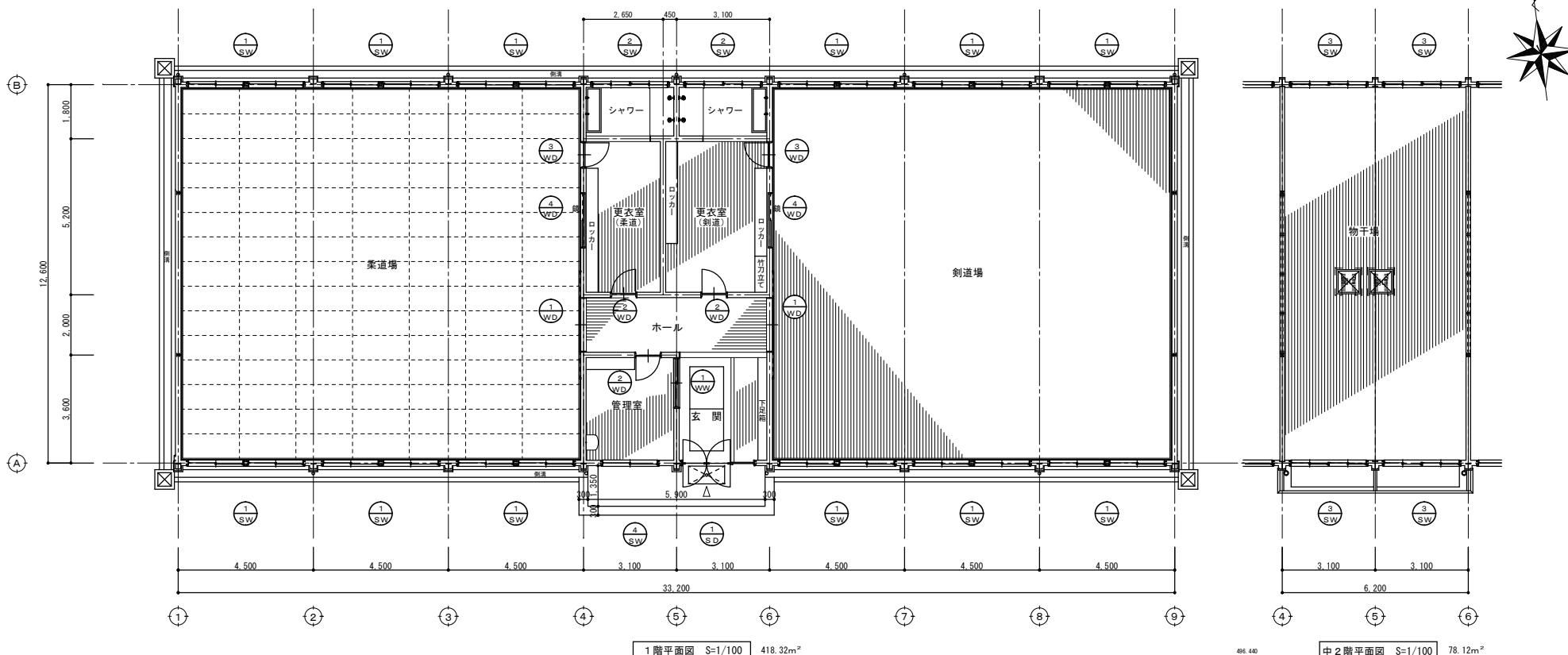


※特記事項
 登下校時のバスの運行時間は搬出搬入作業を行わない事。(8時～8時30分及び15時45分～16時30分)
 毎週木曜日は、みまカフェを開催しているの、準備片付けを含む10時～15時の間は搬出搬入作業は禁止とする。
 上記事項については、施設管理者と協議のうえ決定すること。

配置図 S=1/600

- 支障物件について
- ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 - ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
 - ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

徳島県県土整備部営繕課	工事名称	R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号	A-4	max <small>Urban Consultant</small> 株式会社 マックス設計 <small>大田登録 第302457号 知事登録 第11071号</small> <small>一級建築士 田 瀬 宏 樹</small>	<small>〒779-3610</small> <small>徳島県美馬市藤町大字藤町705-2</small> <small>TEL0883(52)0574 FAX(53)9840</small>
	図名	付近見取図 配置図 支障物件確認	縮尺	A2 1/600 A3 ≒1/846		



1階平面図 S=1/100 418.32m²

中2階平面図 S=1/100 78.12m²

建具表

S = 1 / 100

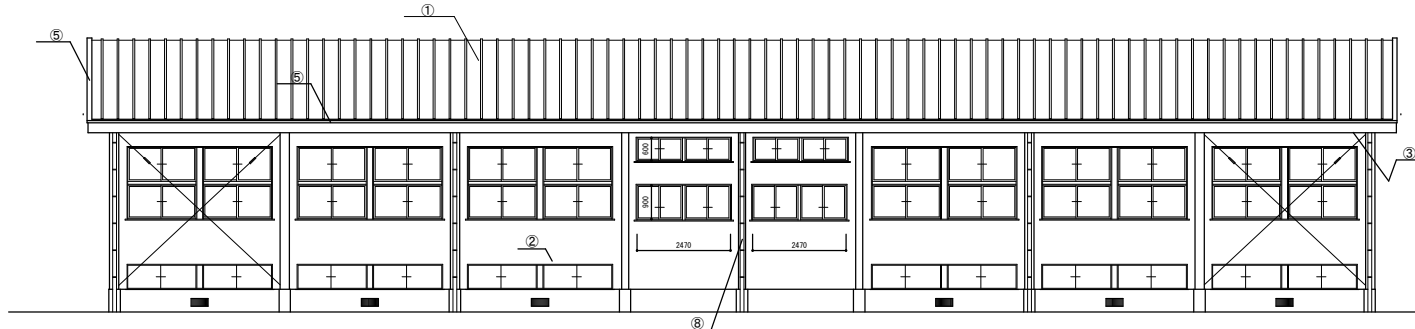
符号・名称・数量	① 両開きガラスドア(ランマ・FIX付) 1箇所	② 引違スチールサッシ 引違2ラッシュ(スチール) 1 2箇所	③ 引違スチールサッシ 引違スチールサッシ 4箇所	④ 引違スチールサッシ 引違スチールサッシ 1箇所	① 引分けベニヤフラッシュ戸 2箇所	② 片開ベニヤフラッシュ戸(ランマ付) 3箇所	③ 片開ベニヤフラッシュ戸(ランマ付) 2箇所	④ 引違ガラス窓 1箇所	⑤ 片引フラッシュ戸(鏡面) 2箇所	
形状										
材種・仕上	スチール(ポンデ処理) 0.P	スチール(ポンデ処理) 0.P	スチール(ポンデ処理) 0.P	スチール(ポンデ処理) 0.P	本品 ベニヤ ④ 4m/m T-1	本品 ベニヤ ④ 4m/m T-1	本品 ベニヤ ④ 4m/m T-1	桧 0.P	片面 サイディング・片面 ベニヤ 0.P	
硝子	5m/m トーメイ	3m/m トーメイ	3m/m スリ	3m/m スリ	3m/m トーメイ	3m/m トーメイ 又は スリ		3m/m スリ		
金物	フロアーヒンジ・フランス插し 押板シリンダー錠	アングル ビース クレセント 木返し(中鴨居共) 四方水切	アングル ビース クレセント 木返し(中鴨居共) 四方水切	アングル ビース クレセント 木返し(中鴨居共) 四方水切	真鍮角レール・メタル入戸車 引手(チリダシ)・鍵錠	ビレットヒンジ(プラスNO.812) セブブロック(SM-G2)・アームストップ	ビレットヒンジ(プラスNO.812) セブブロック(SM-G2)・アームストップ	真鍮角レール・ナイロン戸車 引手・ネジ補錠(玉付)	真鍮角丸レール・戸車・引手	

外部仕上表	
① 屋根	三晃式瓦葺葺 (A号) 葺-#28 77777777777777777777 77777777777777777777 木毛板 (縮目) 20mm EP塗 広小舞: 杉板25×100、杉50×95受け
② 外壁	合板外壁用下見板7mm OP塗 間柱: 杉30×105@450 筋線: 杉30×45@450 廻線: 杉45×70 OP塗 巾木: モルタル塗
③ 軒天	石綿セメント板 (平板) 5mm AEP塗 (外部用)、下地: 杉45×45@450、杉45×70 (壁際・軒先) 廻線: 杉45×70 OP塗
④ 軒天 (妻側)	石綿セメント板 (平板) 5mm、AEP塗 (外部用)、下地: L-100×75×7、杉45×45@450、杉50×100 9φBT @900、破風板: 石綿セメント板 5mm AEP塗、下地: 杉50×120 廻線: 杉30×60 OP塗
⑤ 軒先	石綿セメント板 (平板) 5mm、AEP塗 (外部用)、下地: CT-100×100×6×8、杉60×190、杉50×150、軒先天端4周: C-120×60×20×2.3 OP塗、13φBT @600止め
⑥ ポーチ庇	庇裏: 石綿セメント板 (平板) 5mm AEP塗、野線: 45×45@300 樫: 垂鉛鉄板#283-杉-塗、C-250×75×4.5 OP塗
	屋根: 垂鉛鉄板#302-杉-塗、下地: 杉板15mm、杉60×120、杉150×50、杉45×45@300

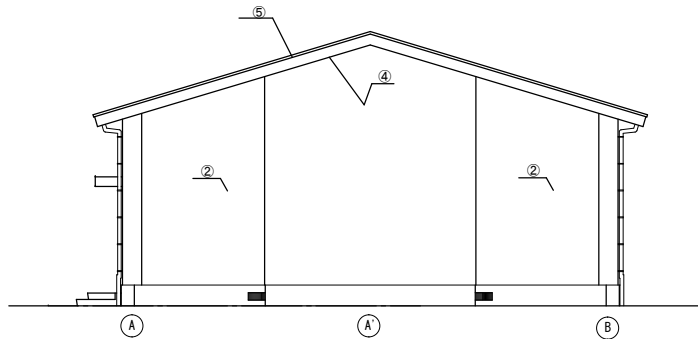
※石綿セメント板 (平板) 5mmは、アスベストみなし処理レベル3



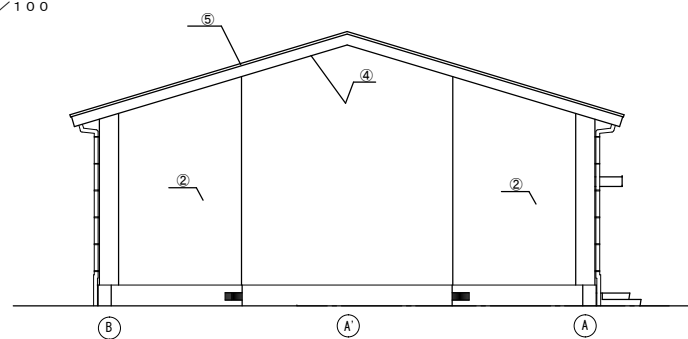
西面 立面図 S = 1 / 100



東面 立面図 S = 1 / 100



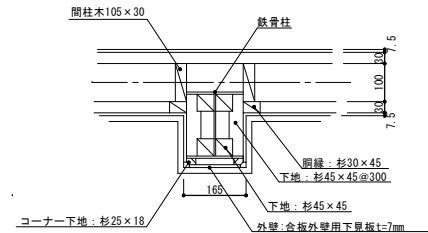
南面 立面図 S = 1 / 100



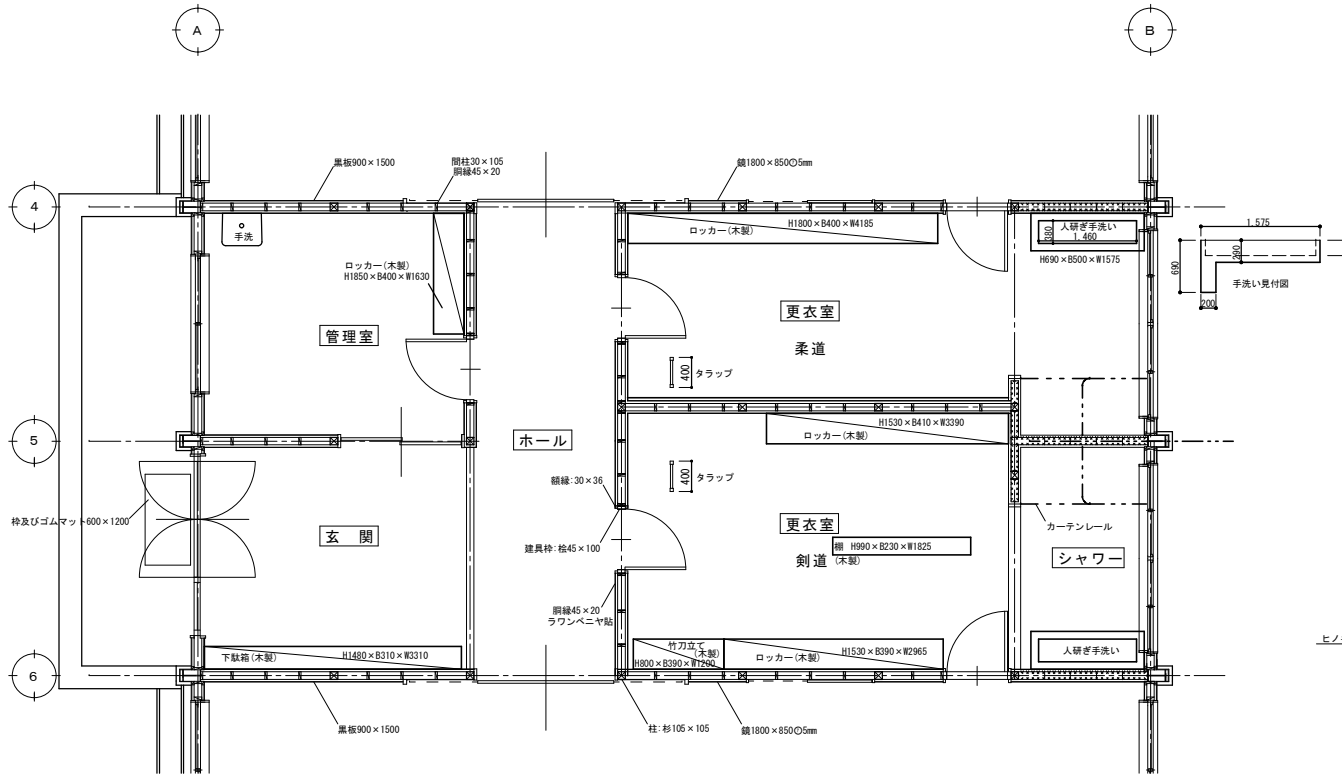
北面 立面図 S = 1 / 100

徳島県県土整備部営繕課	工事名称	R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号	A-6		max Urban Consultant 株式会社 マックス設計 大臣登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	立面図 外部仕上表	縮尺	A2 1/100 A3 1/142			

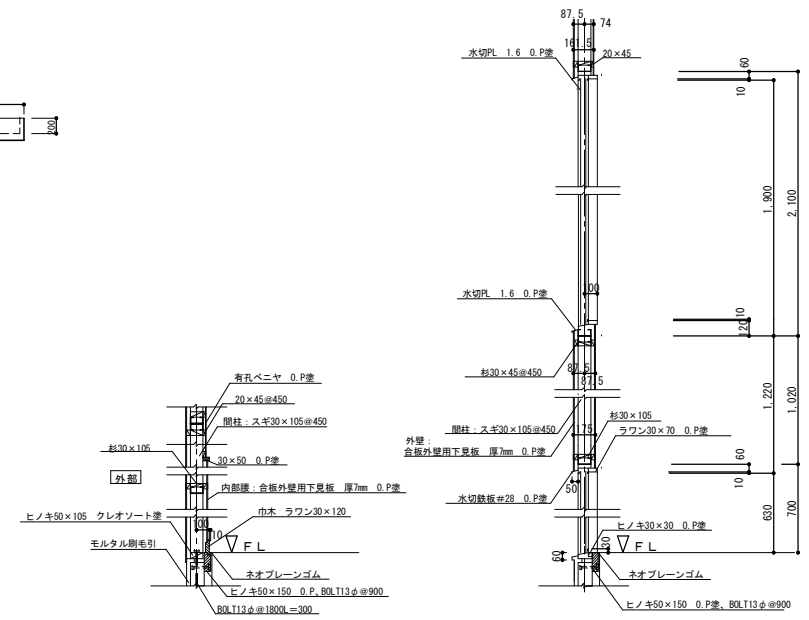
内部仕上表									
階	室名	床	巾木	壁	廻縁	天井	天井高	備考	
1階	柔道場	ビニル畳 60mm	木製30×120	合板外壁用下見材φ7mm	有孔ベニヤT-2φ4mm	木30×30	木毛板φ20mm細目IP塗り	4575 6445	黒板(1500×900) 鏡枠(950×1800) リングダンパー-RDB-2.2
	剣道場	フローリングφ15mm 捨て板φ18mm	木製30×120	全上	全上	全上	全上	全上	黒板(1500×900) 鏡枠(950×1800) リングダンパー-RDB-2.1 鉄格子
	玄関	人研 フローリングφ15mm	人研ぎ 木製30×120	耐水合板T-2φ4mm	全上	木45×45	うずしお曜音板 アスベストみなし処理レベル3	3200	下駄箱
	管理室	フローリングφ15mm	木製30×120	耐水合板T-2φ4mm 一部100角タイル	全上	全上	全上	3000	ロッカー 手洗い 鏡
	更衣室(柔道)	桧縁甲板φ15mm	全上	耐水合板T-2φ4mm	全上	全上	有孔耐水合板T-2φ4mm	全上	ロッカー タラップ 道衣掛け
	更衣室(剣道)	桧縁甲板φ15mm	全上	全上	全上	全上	全上	全上	ロッカー タラップ 道衣掛け 竹刀立て
	シャワー室	磁器モザイクタイル		100角タイル	全上	全上	全上	全上	手洗い(人研ぎ) カーテンレール(ステン) ビニールカーテン
	物干場	アビトンフローリング	木製30×120	耐水合板T-2φ4mm	全上		木毛板	3045	ハンガー掛けパイプ 25φ



外部鉄骨柱型巻き詳細図 S=1/10

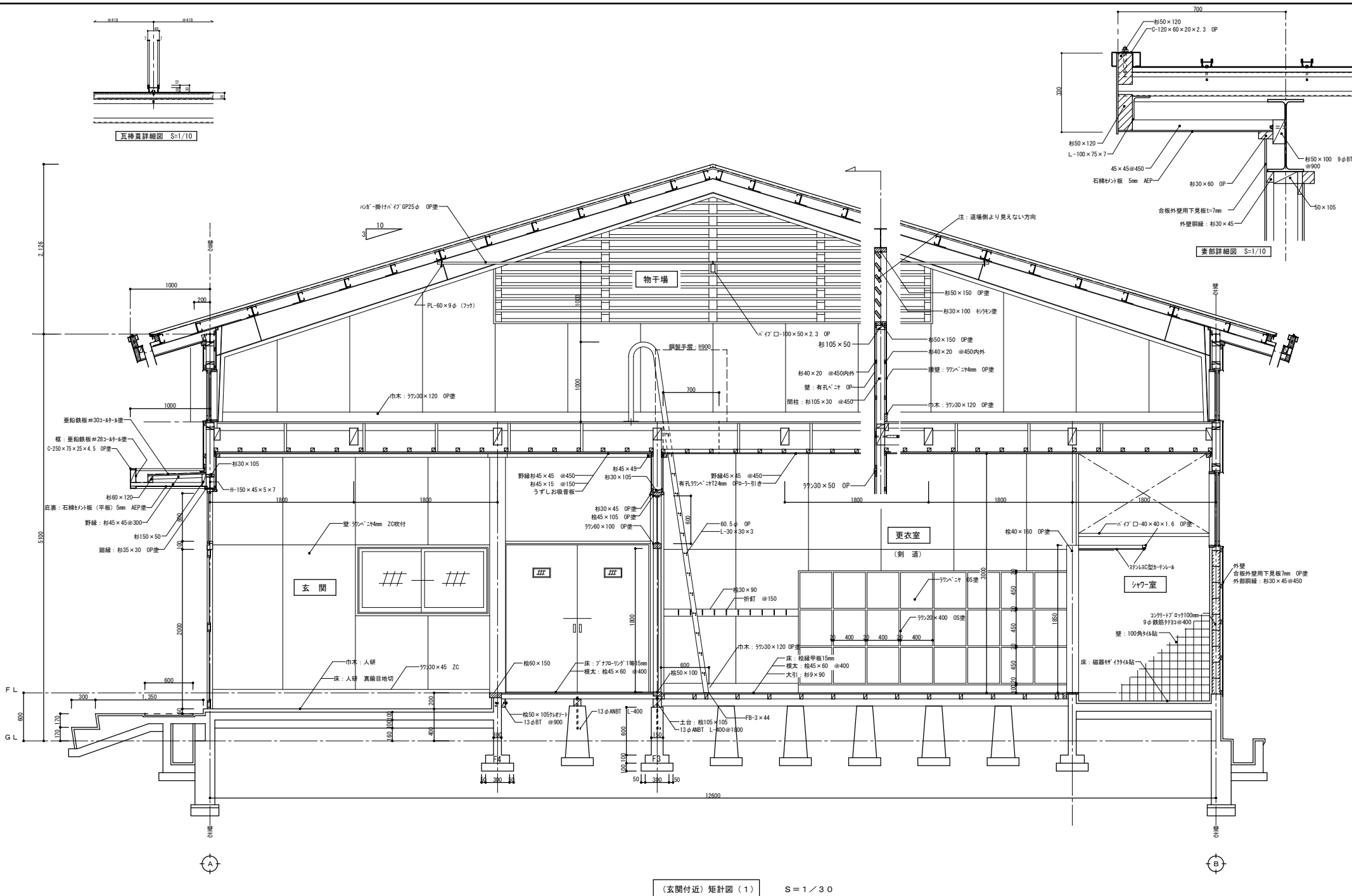


1階平面詳細図 S=1/100

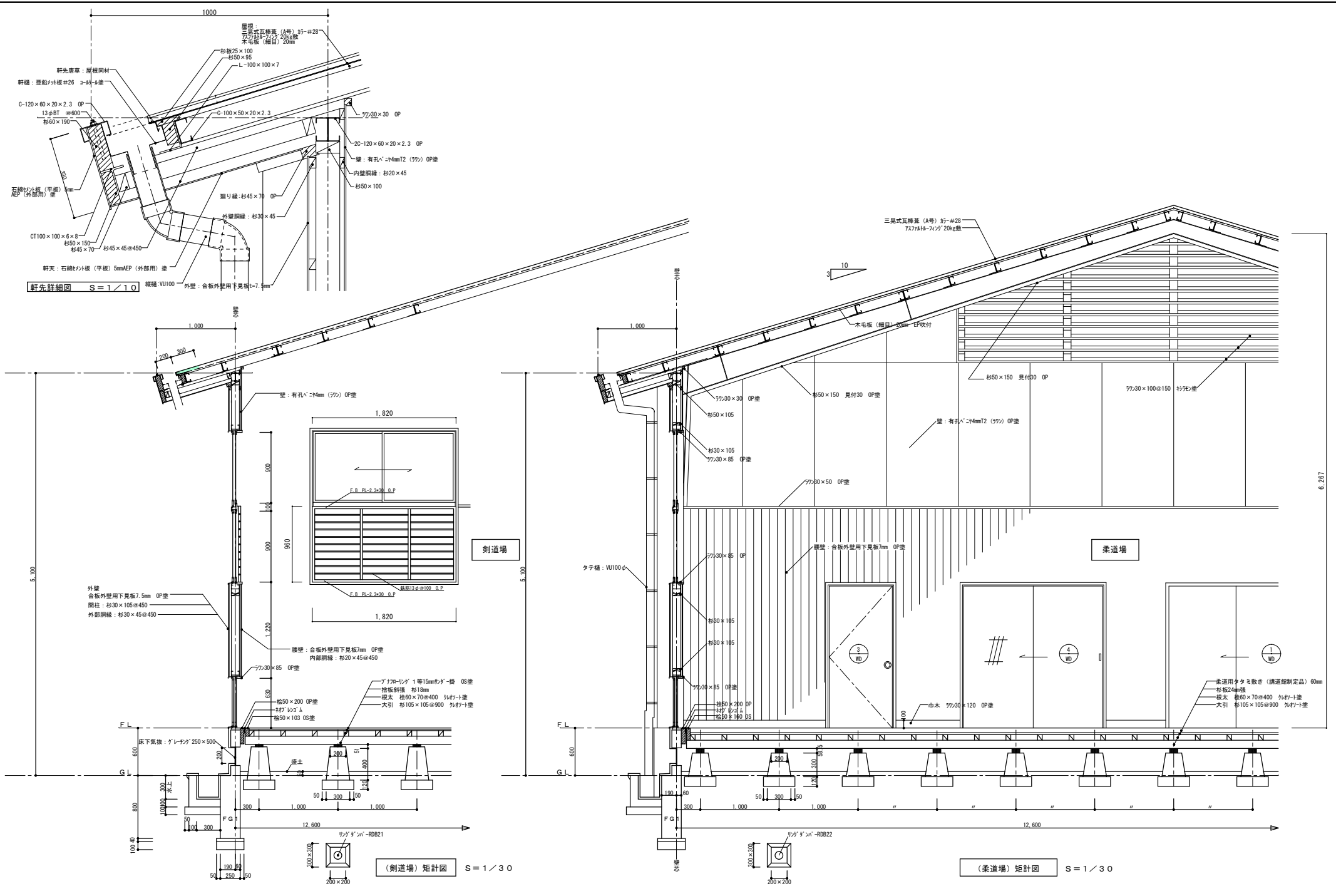


壁詳細図 S=1/30

窓詳細図 S=1/30



徳島県県土整備部営繕課 R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	工事名称 R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号 A-8	max 株式会社 マックス設計 〒779-3610 徳島県美馬市麻町大字麻町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名 矩計図(1) 瓦葺葺詳細図 妻部詳細図	縮尺 A2 1/30 1/10 A3 ≒1/42 ≒1/14	

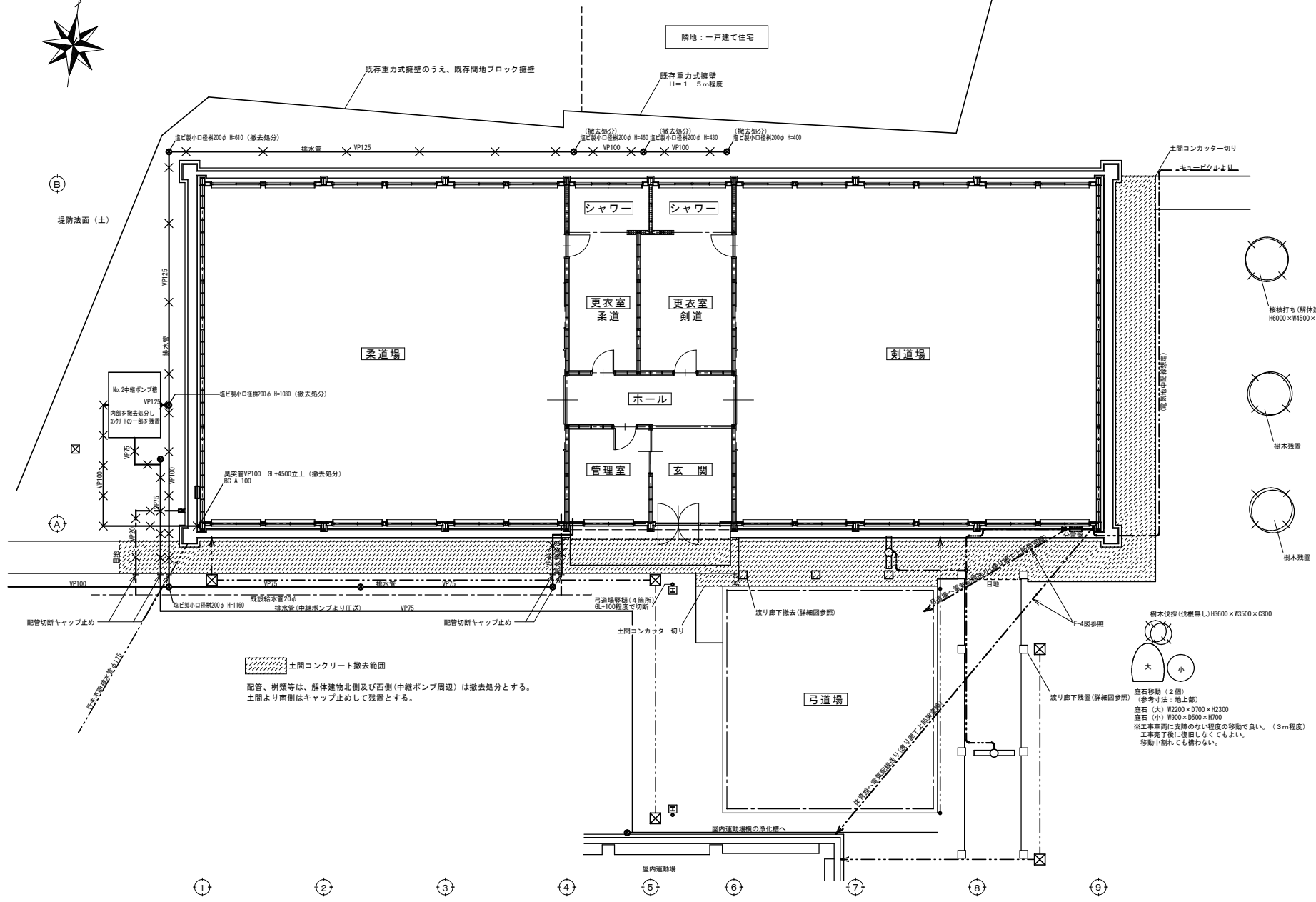


軒先詳細図 S = 1 / 10

(剣道場) 矩計図 S = 1 / 30

(柔道場) 矩計図 S = 1 / 30

徳島県土整備部営繕課	工事名称	R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号	A - 9	max 株式会社 マックス設計 徳島県美馬市麻町大字麻町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	矩計図(2) 軒先詳細図	縮尺	A2 1/30 1/10 A3 ≒1/42 ≒1/14	
		大臣登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹		〒779-3610 徳島県美馬市麻町大字麻町705-2	

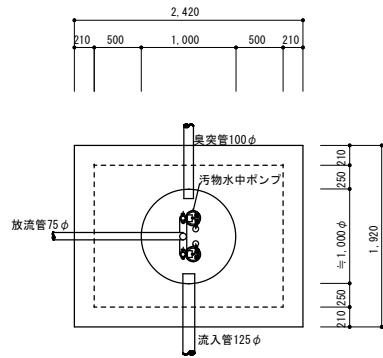


土間コンクリート撤去範囲
 配管、樹類等は、解体建物北側及び西側(中継ポンプ周辺)は撤去処分とする。
 土間より南側はキャップ止めで残置とする。

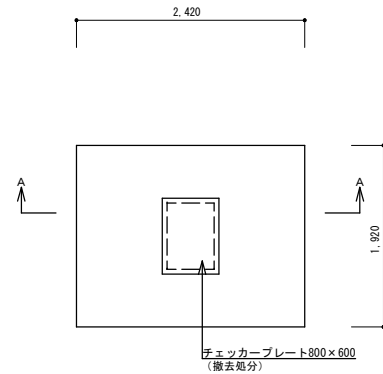
樹木伐採(伐根無し) H3600×W3500×C300
 大 小
 落石移動(2個)
 (参考寸法：地上部)
 落石(大) W2200×D1700×H2300
 落石(小) W900×D500×H1700
 ※工事事前に支障のない程度の移動が良い。(3m程度)
 工事完了後に復旧しなくてもよい。
 移動中折れても構わない。

武道場外構図 S=1/100

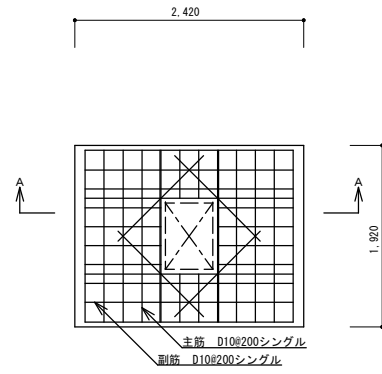
徳島県土整備部営繕課	工事名称	R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号	A-10	max 株式会社 マックス設計 Urban Consultant 〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字扇町706-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	武道場外構図	縮尺	A2 1/100 A3 ≒1/142	



NO. 2中継ポンプ槽平面図 S=1/40



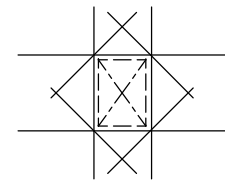
NO. 2中継ポンプ槽頂版開口図 S=1/40



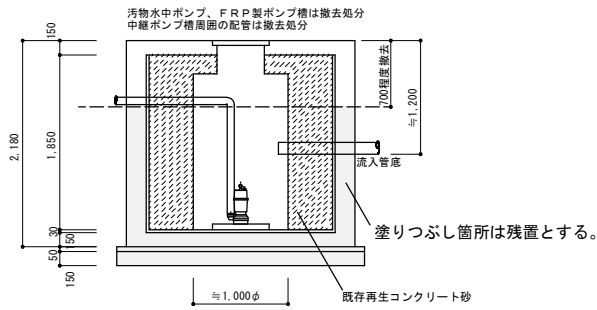
NO. 2中継ポンプ槽頂版スラブ配筋図 S=1/40

(撤去処分)

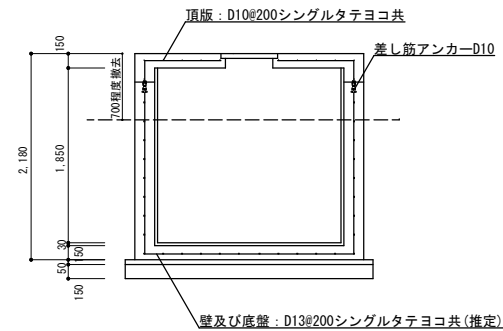
仕様表	
中継ポンプ槽	FRP製 有効容量0.3m ³
汚物水中ポンプ	40A×30L/Min×6M
	3φ200V 0.25Kw×2台×2P
	(自動交互並列運転方式)
汚物水中ポンプ制御盤	屋根壁掛型 (SUS製屋外防水型) SC付



開口部補強筋図 S=1/40

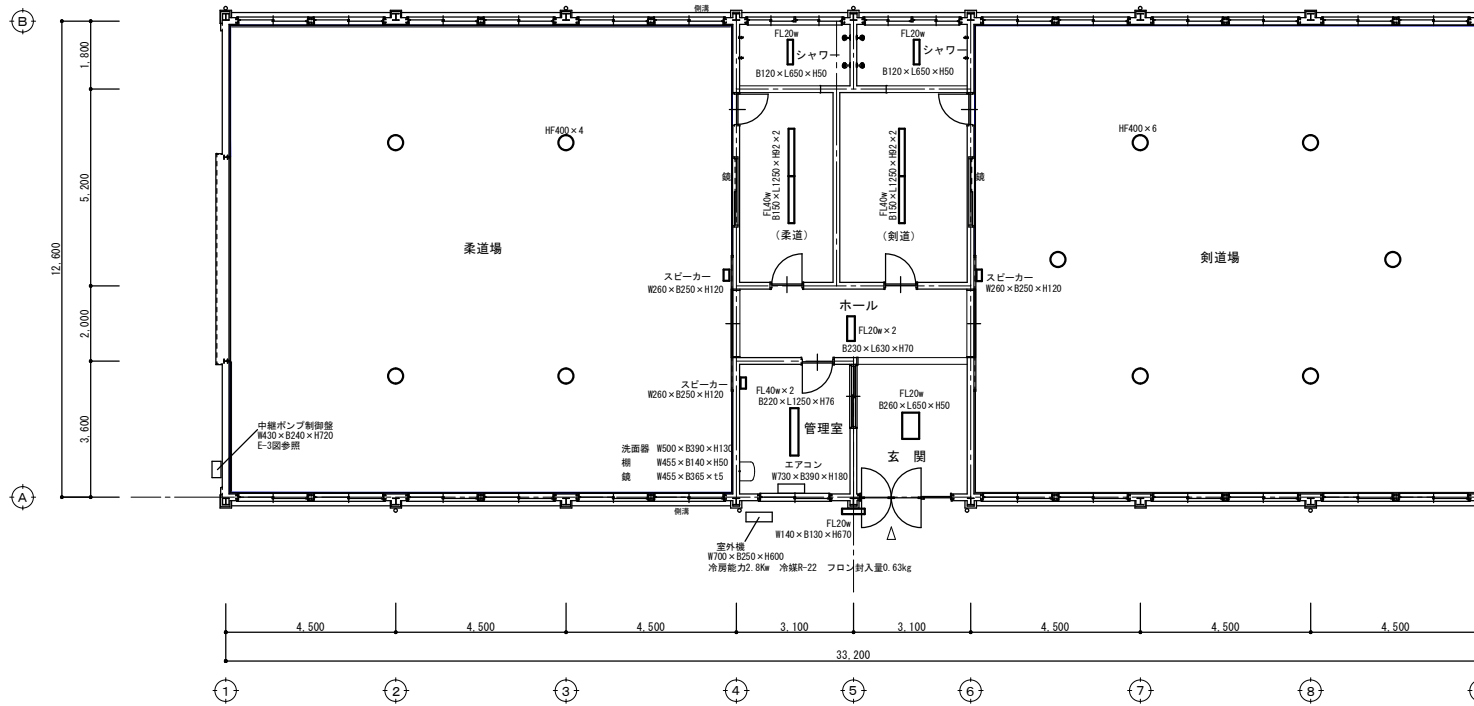


NO. 2中継ポンプ槽A-A断面図 S=1/40

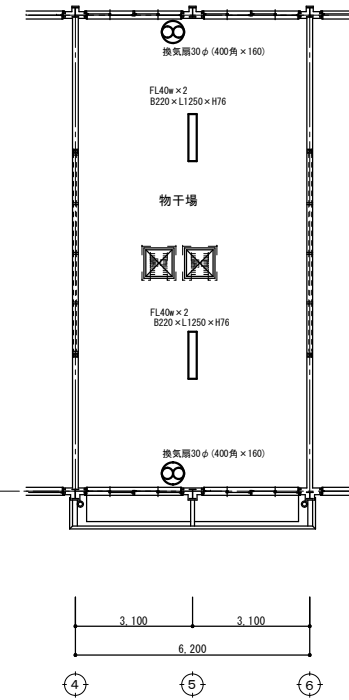


NO. 2中継ポンプ槽A-A断面配筋図 S=1/40

- 撤去概要
- ・ポンプ槽内部の汲み取り及び清掃を行う。
 - ・ポンプ本体及びポンプ槽内部の部品全てを撤去処分する。
 - ・ポンプ槽コンクリート天端より700程度を撤去処分する。
 - ・ポンプ槽は、周囲の地盤高さ以下に埋め戻す。
 - ・中継ポンプ槽周囲の配管は全て撤去処分する。

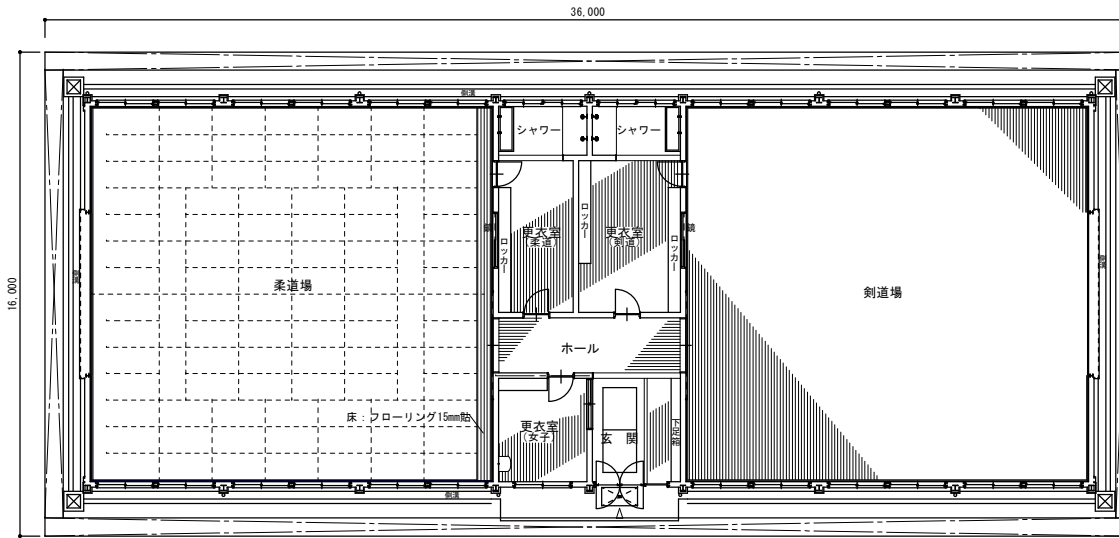


設備器具1階平面図 S=1/100

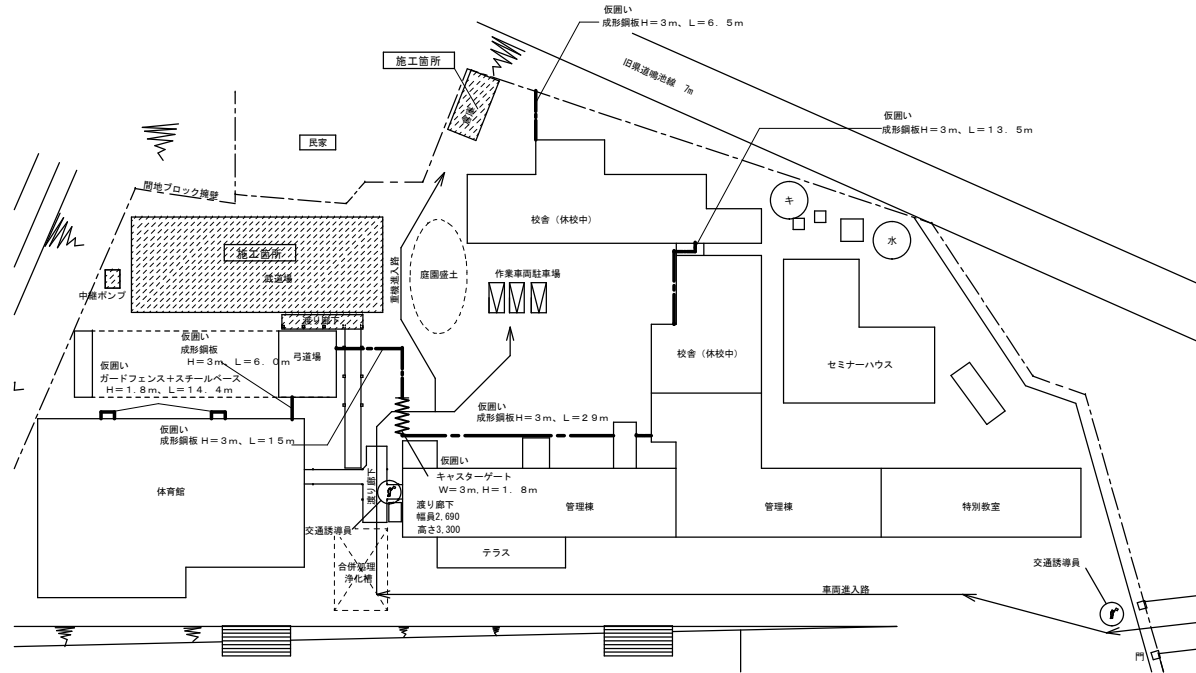


設備器具中2階平面図 S=1/100

徳島県土整備部営繕課 工事名称 R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図名 設備器具平面図	図面番号 A-12	max <small>Urban Design Team</small> 株式会社 マックス設計	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
		縮尺 A2 1/100 A3 ≒1/142		

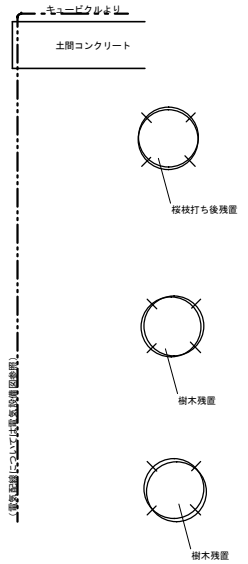
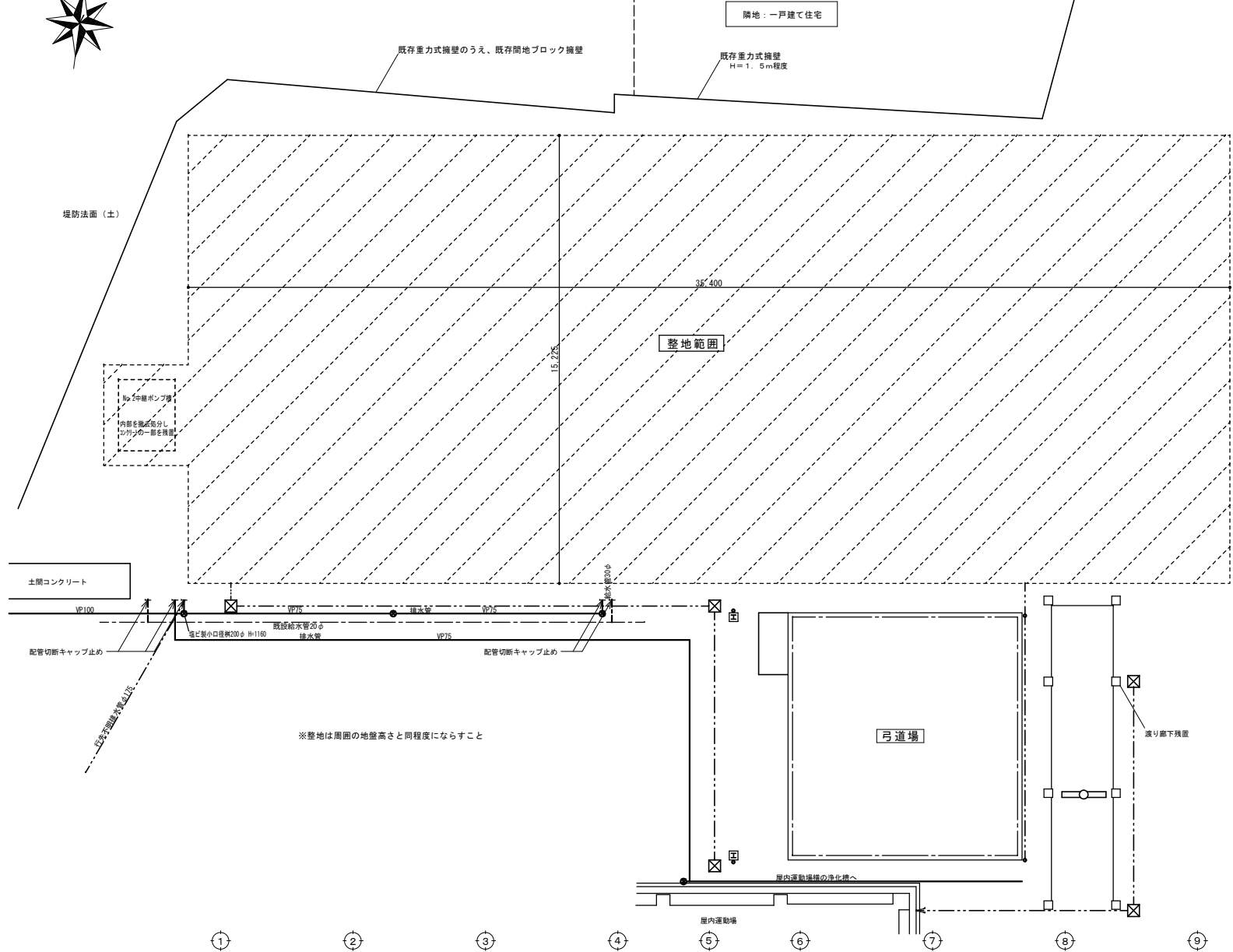


アスベスト成形板撤去時仮設足場計画図 (D=600、H=8.0m) S=1/125



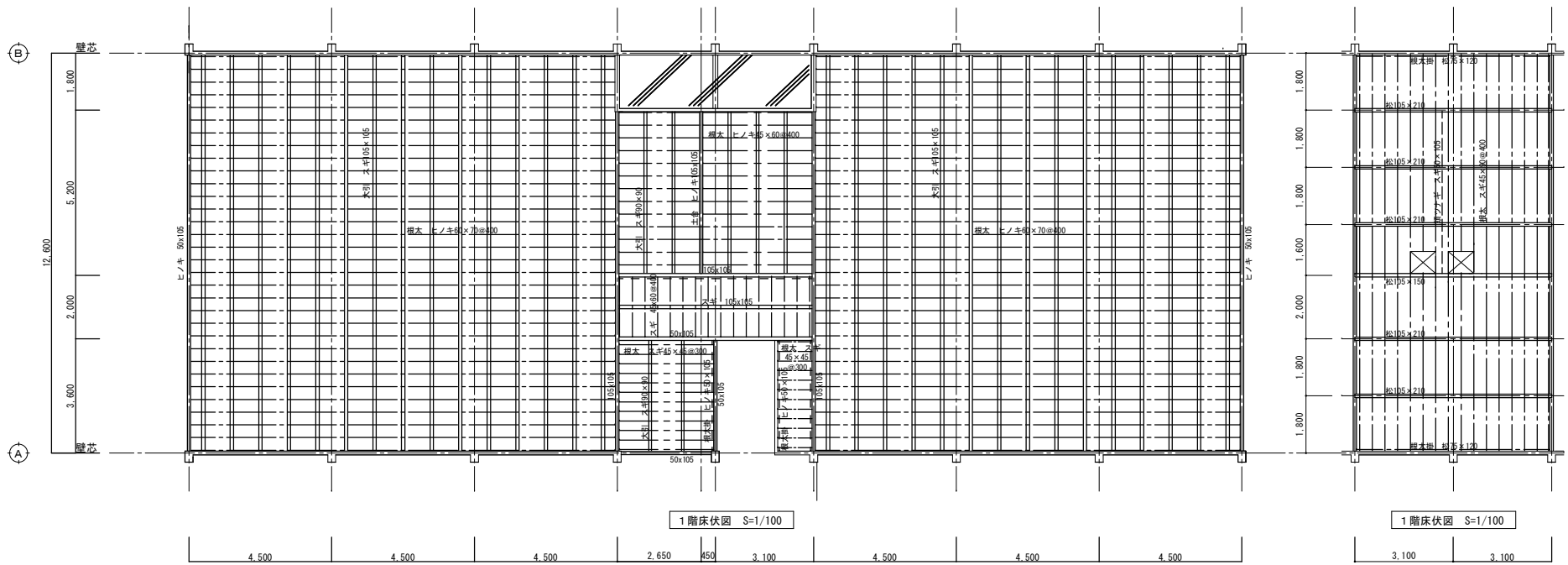
仮囲い設置計画図 S=1/500

徳島県県土整備部営繕課	工事名称	R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号	A-13		max 株式 会社 マックス設計 大坂登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	仮 設 計 画 図	縮尺	A2 1/125 A3 ≒1/178	1/500 ≒1/705		



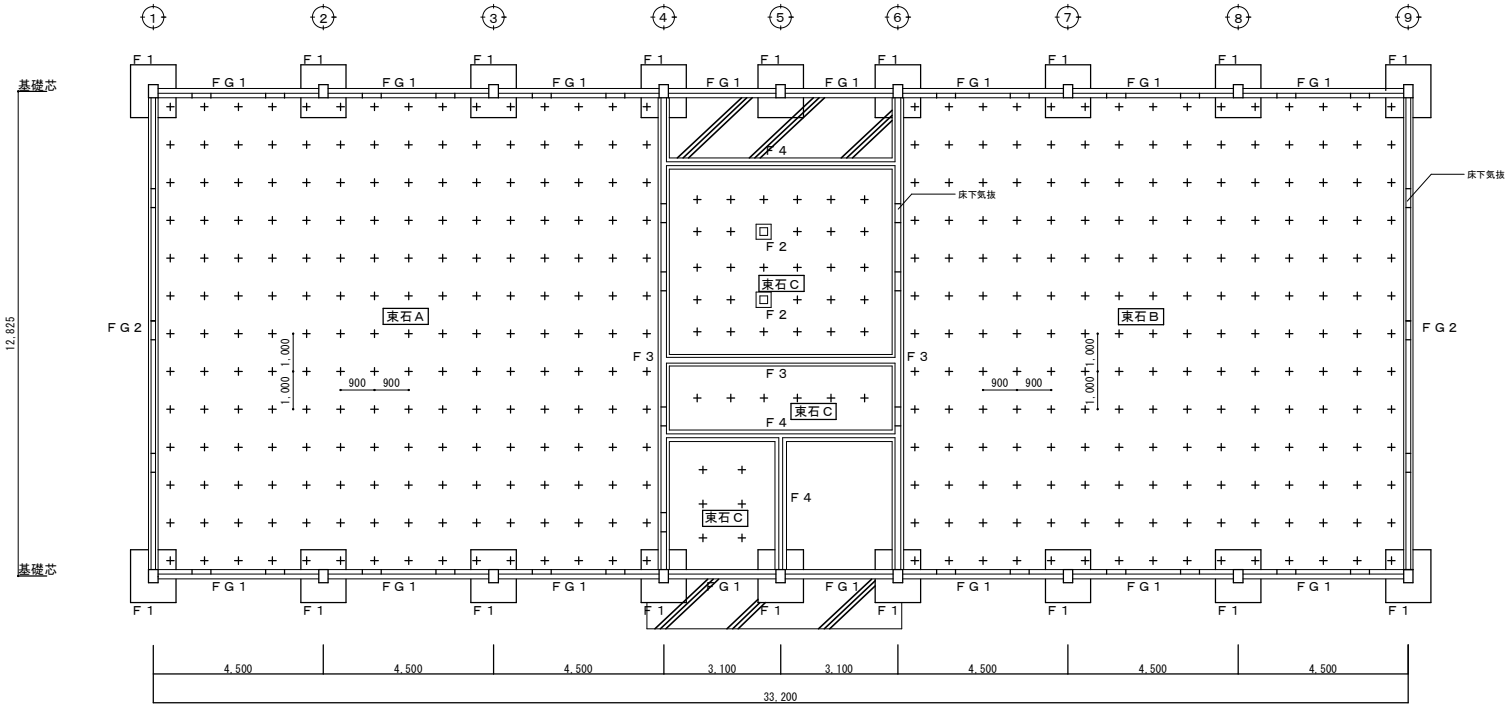
解体後整地平面図 S=1/100

徳島県土整備部営繕課	工事名称	R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号	A-14		max 株式会社 マックス設計 大田登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 測 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	解体後整地平面図	縮尺	A2 1/100 A3 1/142			

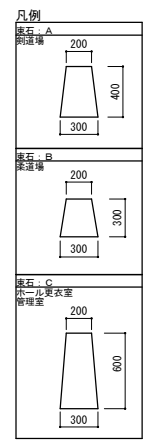


1階床伏図 S=1/100

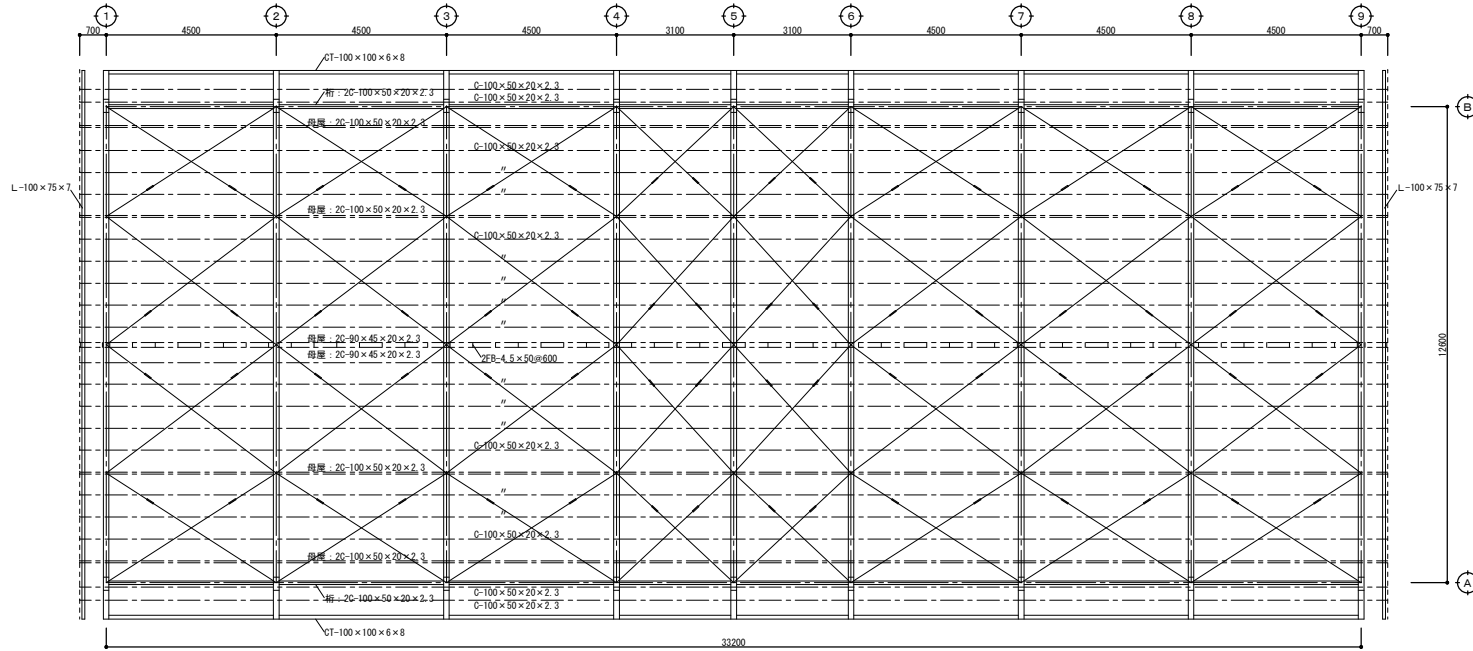
1階床伏図 S=1/100



基礎伏図 S=1/100

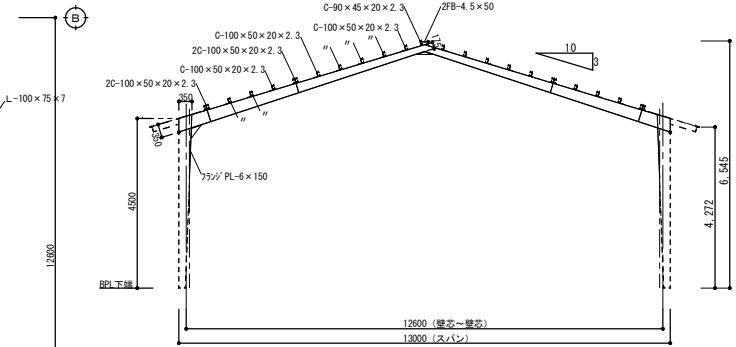


徳島県県土整備部営繕課 工事名称 R 4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事 図名 床伏図 基礎伏図	図番番号 A-15 縮尺 A2 1/100 A3 ≒ 1/142	max 株式会社 マックス設計 <small>Urban Consultant</small> 大臣登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2
			TEL0883(52)0574 FAX(53)9840



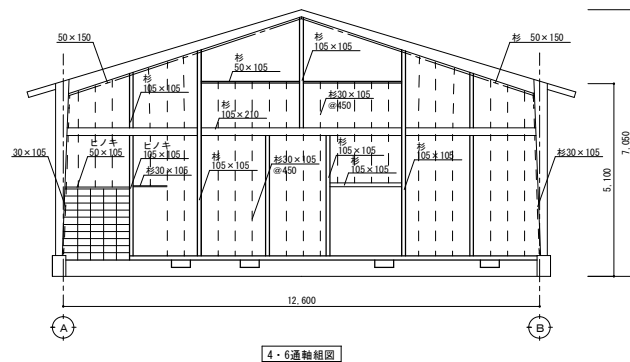
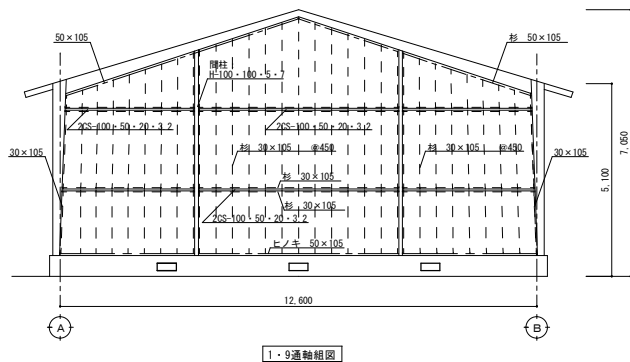
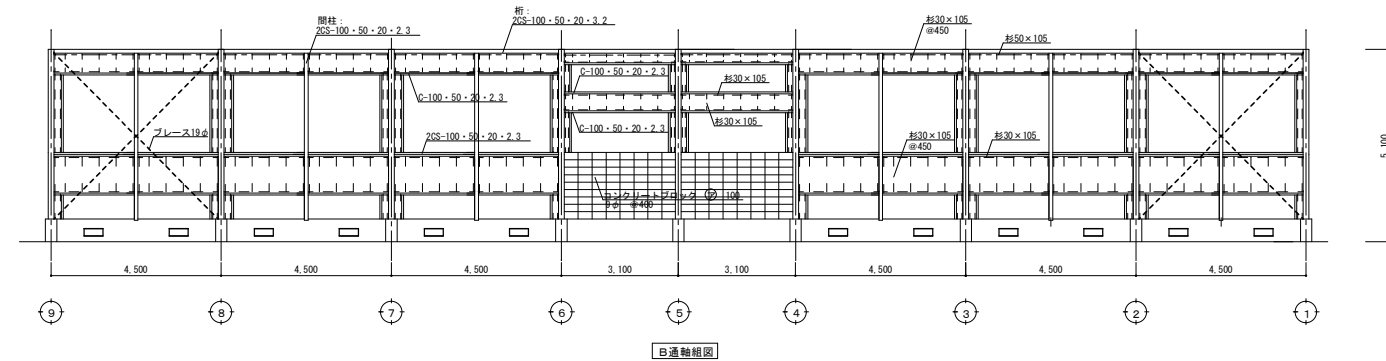
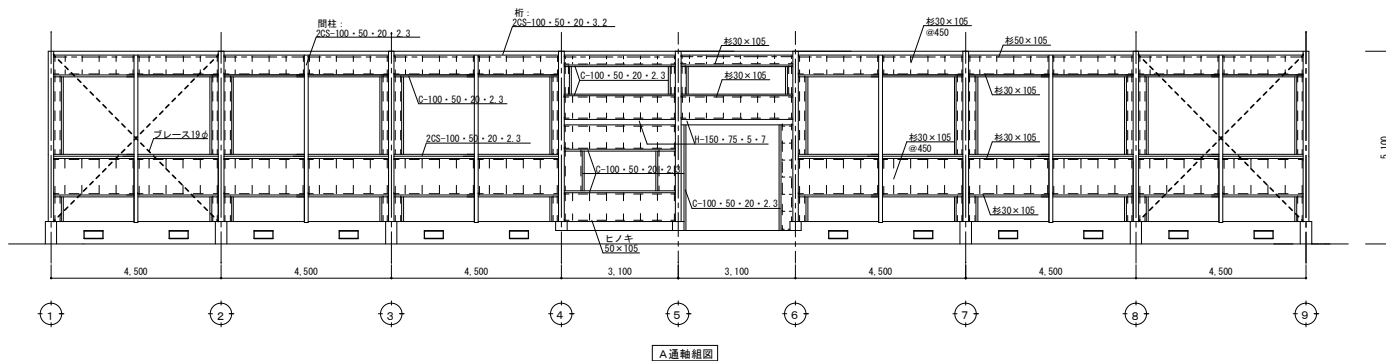
鉄骨小屋伏図 S = 1 / 100

※小屋ブレースは全て19φターンバックル締めとする

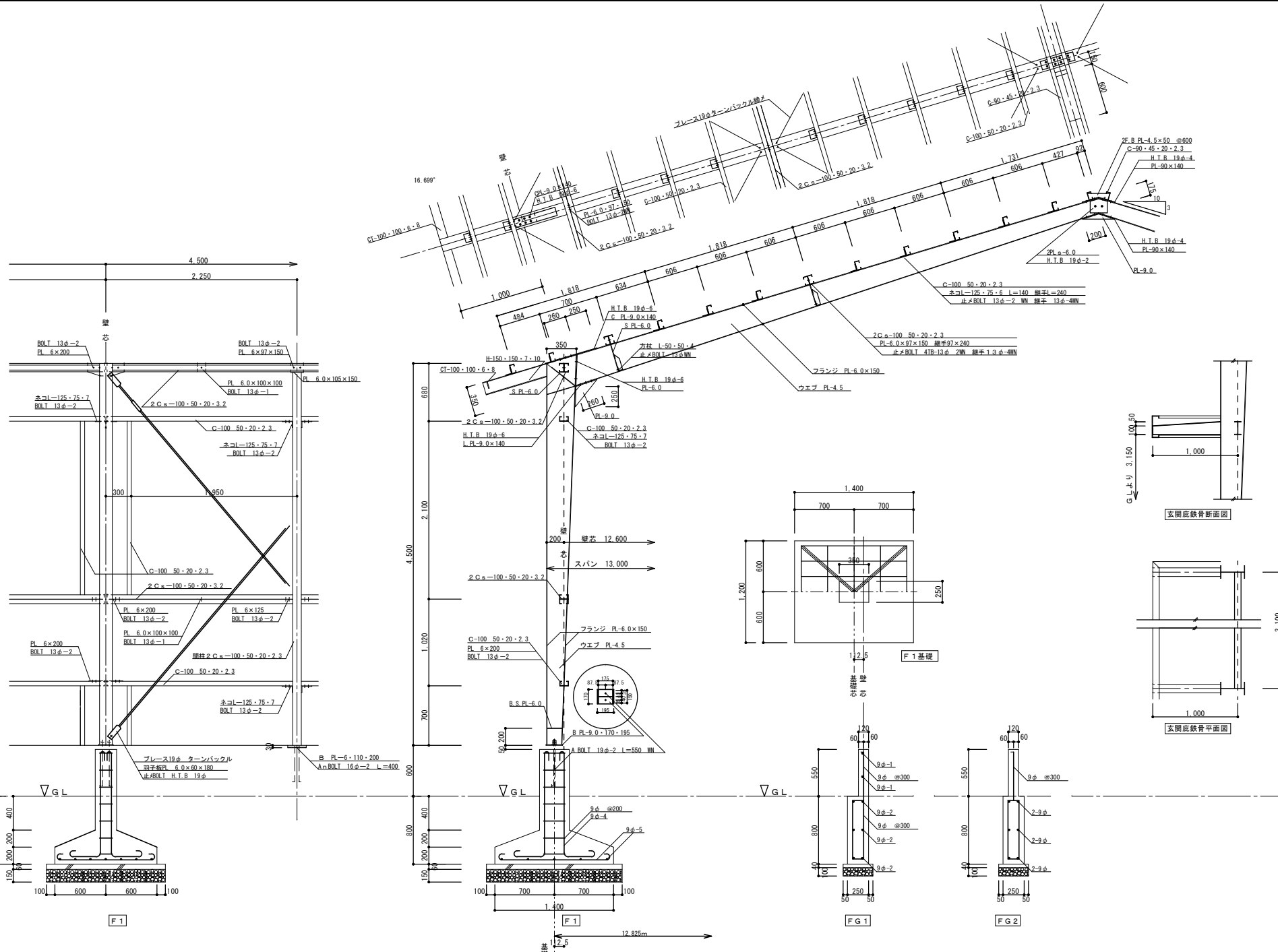


鉄骨 架構図 S = 1 / 100

徳島県県土整備部営繕課 工事名称 R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事 図名 鉄骨小屋伏図 鉄骨架構図	図面番号 A-16	max 株式会社 マックス設計 <small>Urban Consultant</small> 大臣登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 別 宏 樹 〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	縮尺 A2 1/100 A3 ≒1/142	

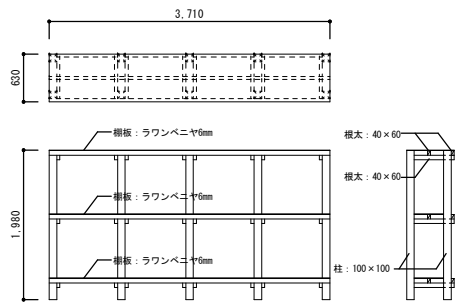
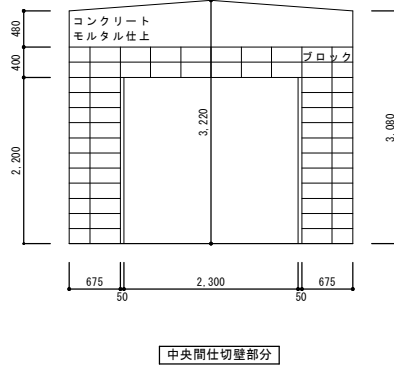
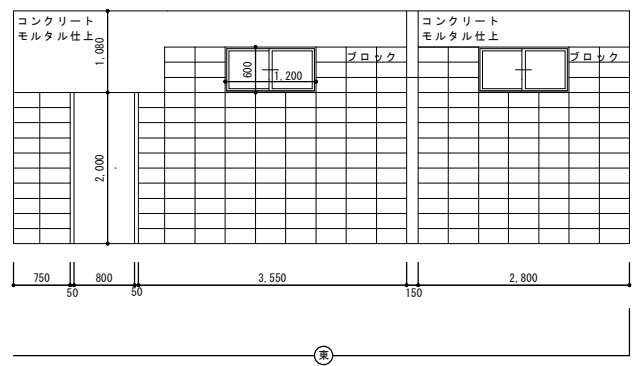
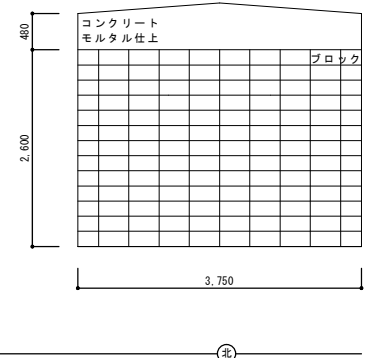
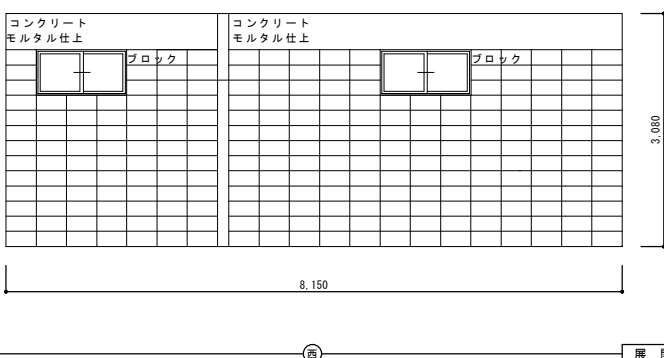
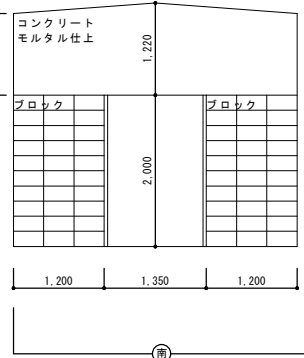
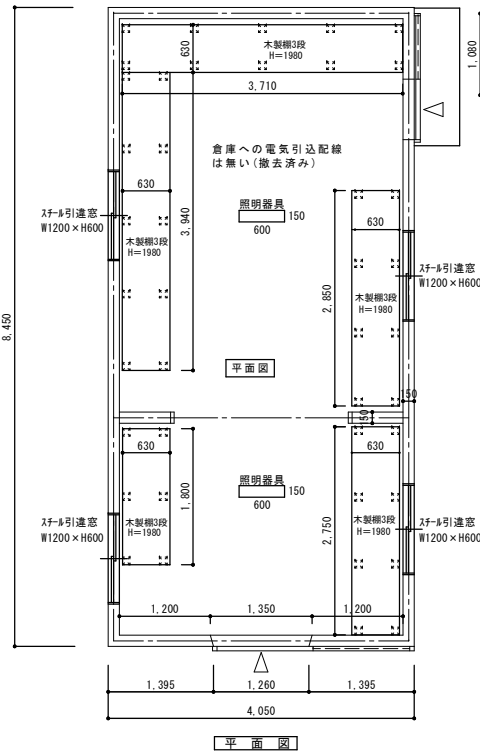


徳島県県土整備部営繕課	工事名称 R 4 當繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号 A-17	max 株式会社 マックス設計		〒779-3610 徳島県美馬市藤町大字藤町705-2
			図名 軸組図	大匠登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 測 宏 樹	TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
			縮尺 A2 1/100 A3 ≒1/142		



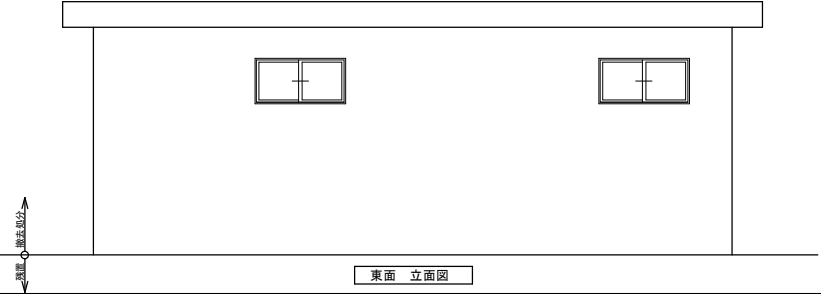
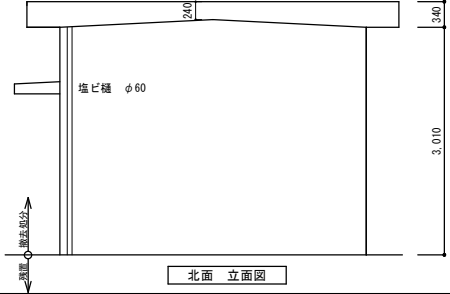
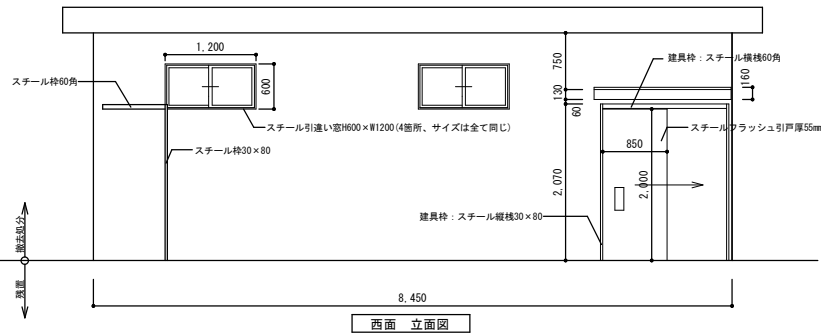
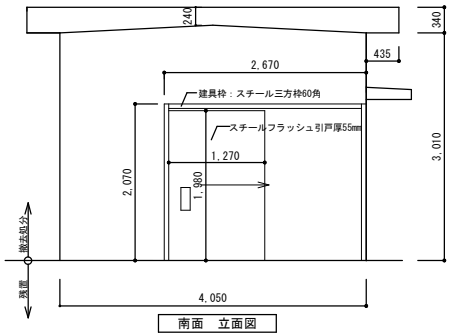
徳島県県土整備部営繕課	工事名称	R 4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号	A-18	max 株式会社 マックス設計 大塚豊 彦 302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
	図名	鉄骨詳細図	縮尺	A2 1/30 A3 ≒1/42		

工 事 名 称		R 4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事																					
構 造・規 模		武道場 S造2階建 延べ床面積496.44㎡ 倉庫 CB造平屋建 延べ床面積32.37㎡																					
工 事 期 間		1ヶ月目				2ヶ月目				3ヶ月目				4ヶ月目				5ヶ月目				備 考	
計 画 工 程 表	準 備 工	—																					
	仮 設 工	—				-----				-----				-----				-----				防音シート、足場 庭石移動、樹木伐採	
	電気配線切替工事					土間一部解体 試掘、切り回し																	
	武道場解体					内部家具、建具、内装、設備品等を撤去した後、外部から取り壊し				-----				-----				-----				中継ポンプ含む	
	倉庫解体													-----				-----					
	渡り廊下解体													-----				-----					
	後片付け																	-----					



中央間仕切壁部分

木製棚 参考図

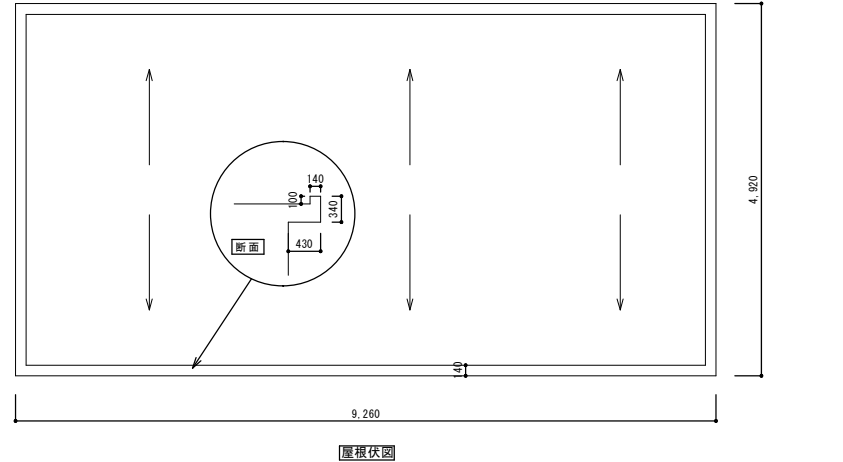


内部仕上表

室名	床	巾木	壁	天井	備考
倉庫	コンクリート打放し	無し	コンクリート下地のまま 高さは展開図に示す	コンクリート下地 モルタル塗り仕上	無し

外部仕上表

屋根・庇: コンクリート下地、モルタル塗り仕上 外壁: コンクリートブロック下地(上部コンクリート下地) モルタル塗り、吹付タイル仕上 軒天・庇裏: 外壁と同じ



屋根伏図

※倉庫は地上部のみ撤去処分する。基礎(土間コンクリート)は残置する。
※ブロック積みの鉄筋は基礎天で切断し、小口に防錆塗装を行う。

工事名称 R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事
 図名 倉庫 (平面図・展開図・立面図・屋根伏図・木製棚参考図)

図面番号	B-1	株式会社 マックス設計 〒779-3610 徳島県美馬市麻町大字麻町705-2 大田登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 淵 宏 樹	TEL0883(52)0574 FAX(53)9840
縮尺	A2 1/50 A3 1/71		
図面番号	B-1		



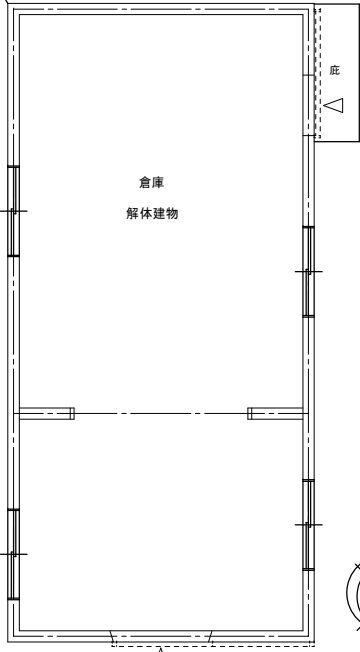
隣地：道路



隣地建物

重力式擁壁
H = 1.45m程度

隣地：一戸建て住宅



法面（土砂）

庇

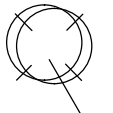
倉庫
解体建物



樹木残置



庭石残置



樹木残置



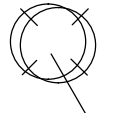
庭石残置



樹木伐採(伐根無L)H6200×W3000×φ200



樹木伐採(伐根無L)H3500×W3000×φ250

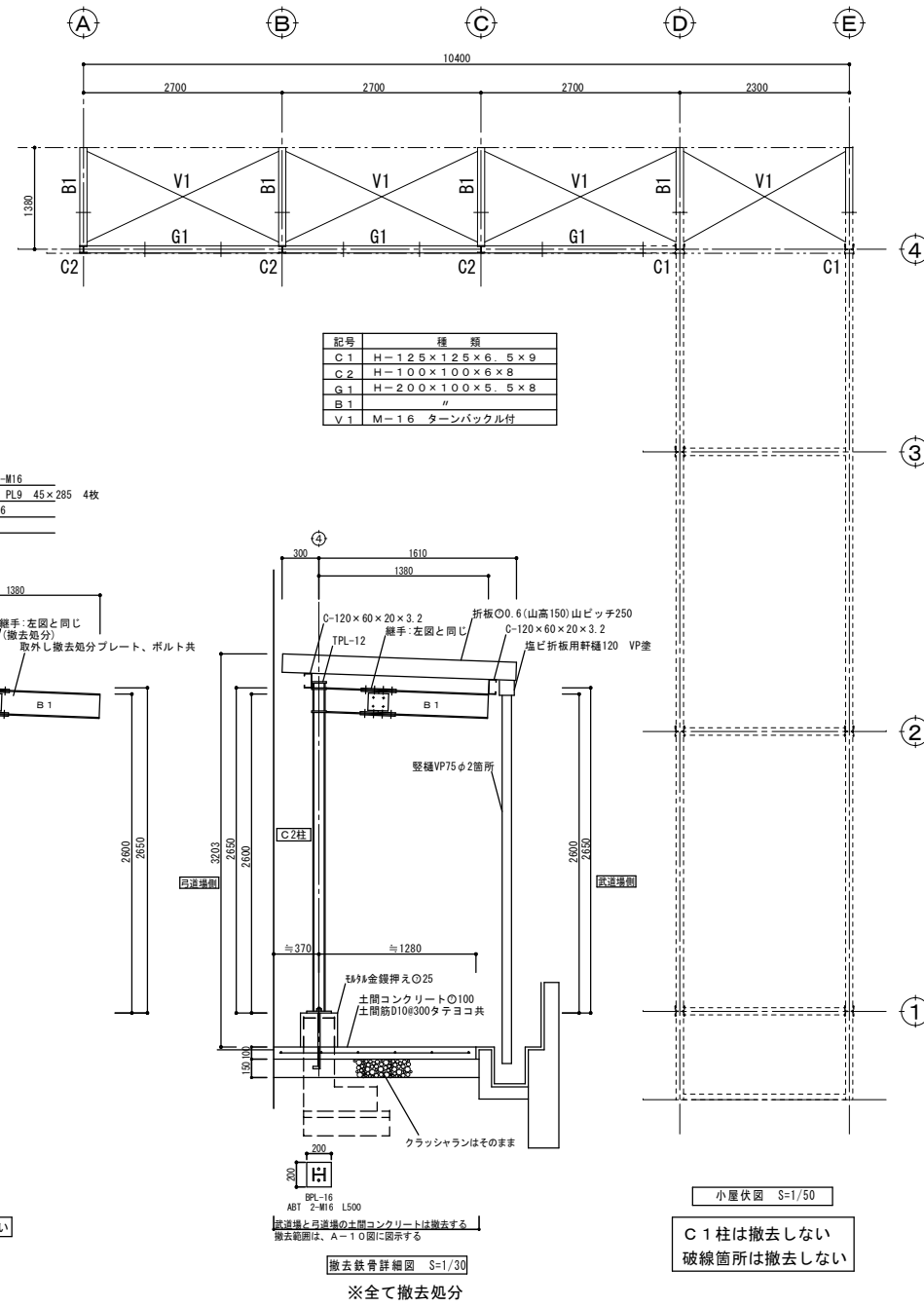
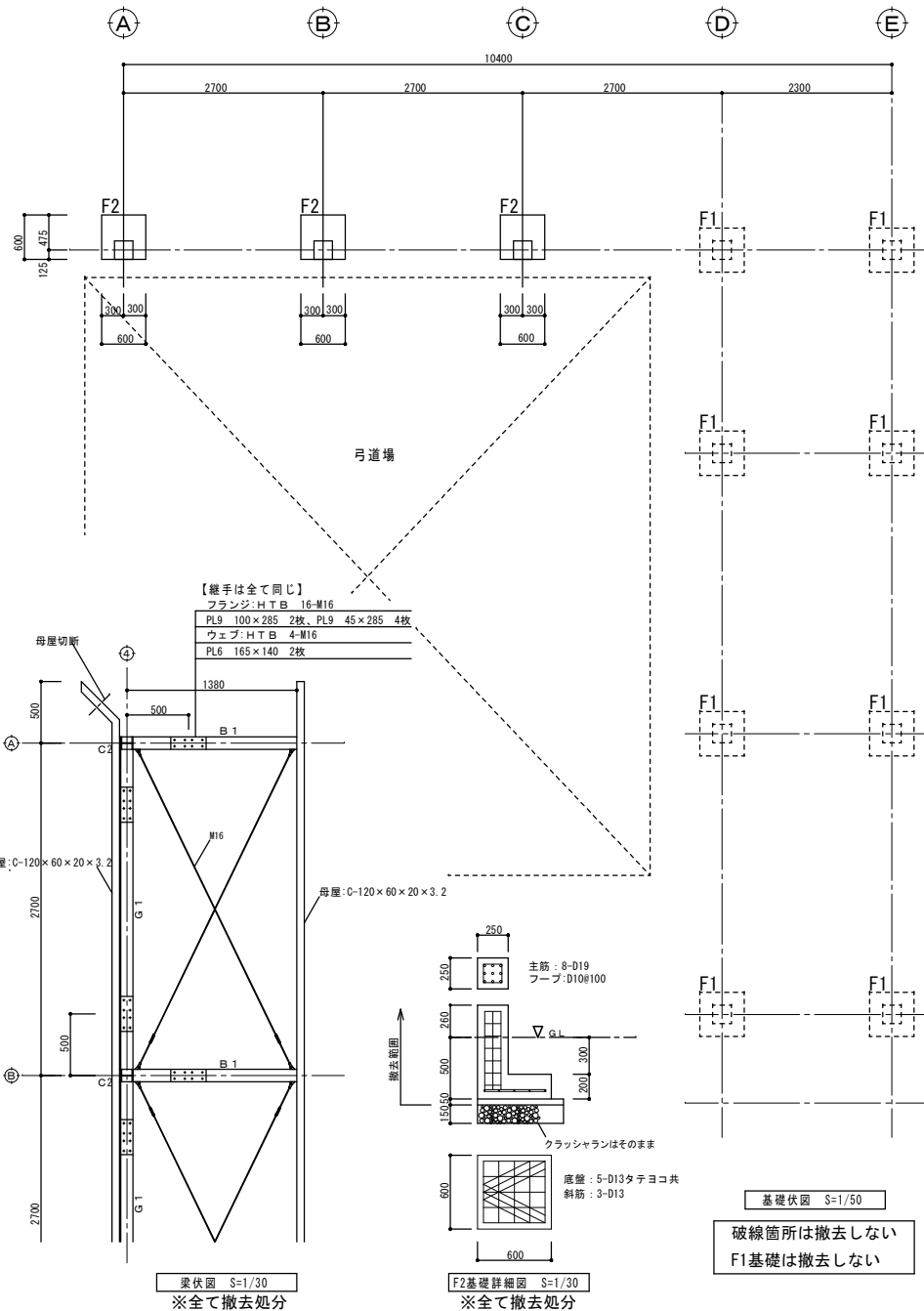


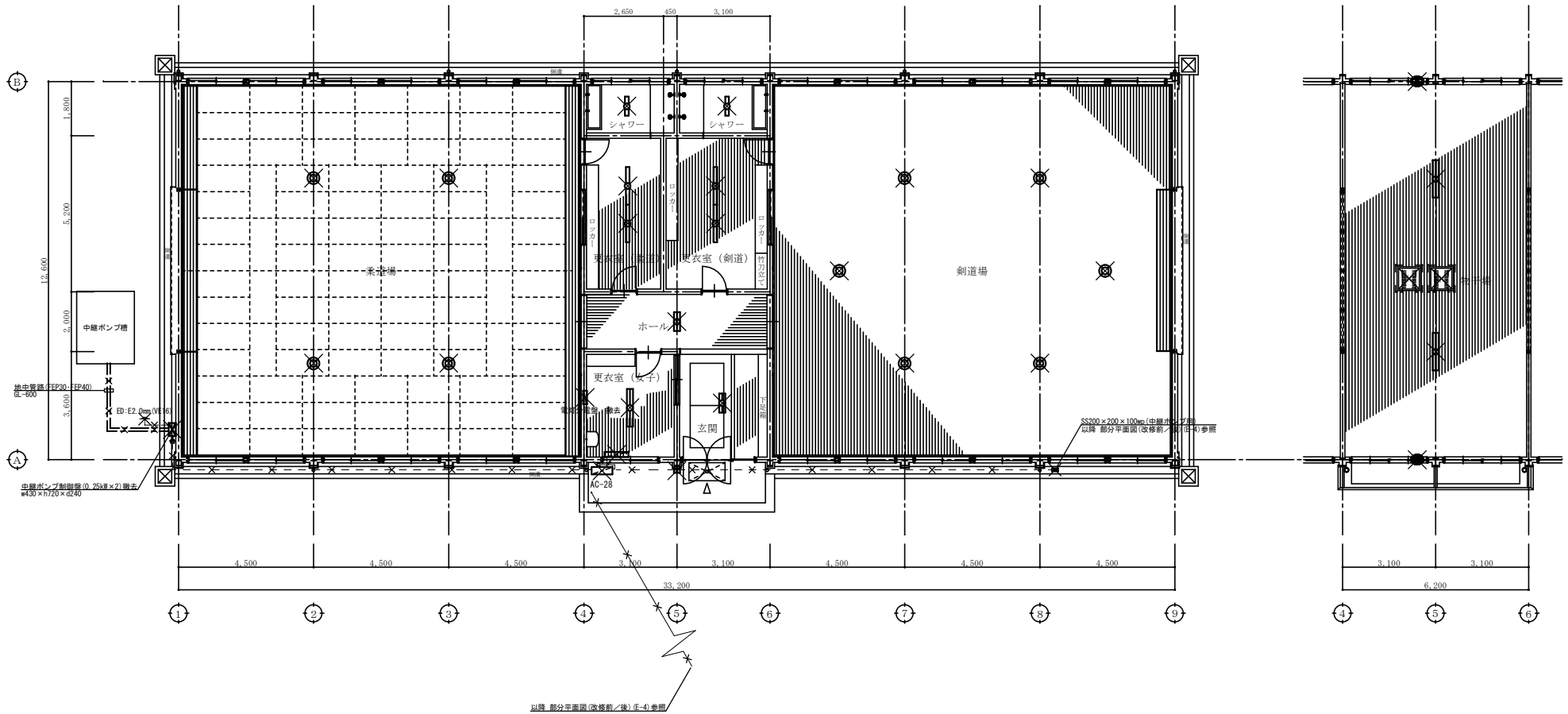
樹木伐採(伐根無L)H3500×W3000×φ250

単管1本足場+防音シートH=5m、L=20m

校舎（休校中）

徳島県土木整備部管轄課	工事名称	R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事	図面番号	B-2	max 株式会社 マックス設計 <small>Urban Consultant</small> 大匠登録 第302457号 知事登録 第11071号 一級建築士 田 測 宏 樹	〒779-3610 徳島県美馬市脇町大字脇町705-2 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840	
	図名	倉庫 外 構 図	縮尺	<table border="1"> <tr> <td>A2</td> <td>1/50</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>≒1/71</td> </tr> </table>			A2
A2	1/50						
A3	≒1/71						





【現況】
1階平面図 S=1/100

【現況】
中2階平面図 S=1/100

特記
図中に示す電気設備の×印は既設品の撤去工事を示す。
徳島県県土整備部営繕課

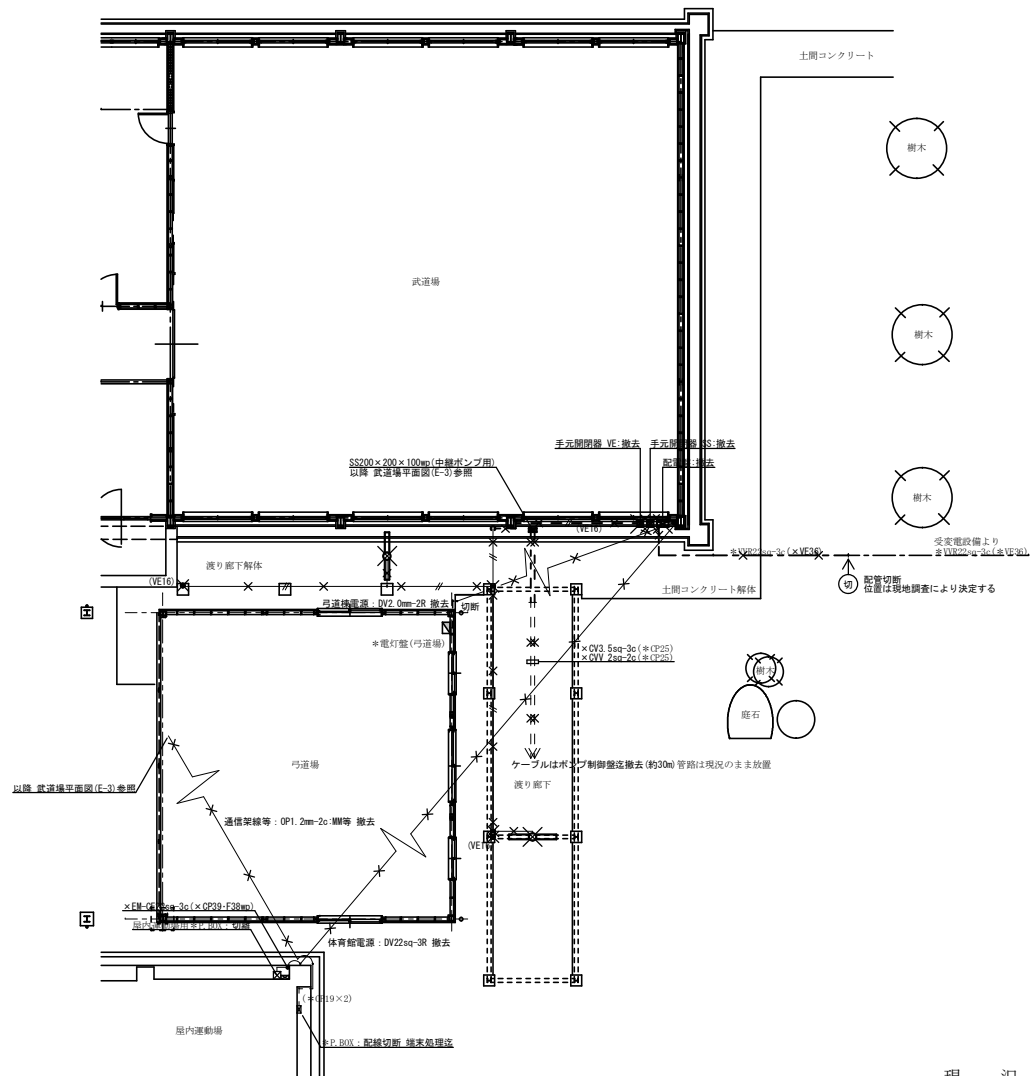
工事名称
R4営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事
図名
電気設備解体 武道場平面図

図番	AC-28
縮尺	A2 1/100 A3 1/141

図番	E-3
縮尺	A2 1/100 A3 1/141

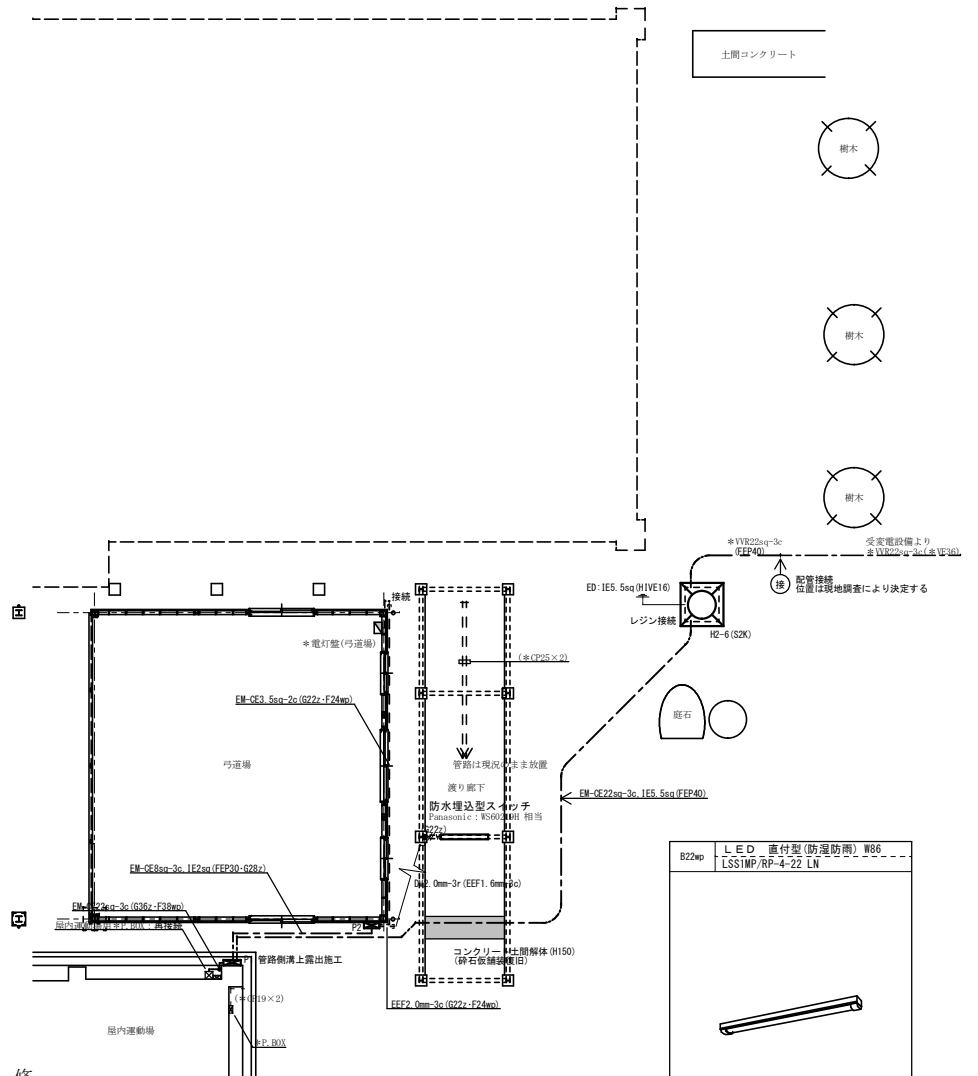
max 株式会社 マックス設計
Urban Consultant
大田登録 第302457号 知事登録 第11071号
一級建築士 田 測 宏 樹

〒779-3610
徳島県美馬市脇町大字脇町705-2
TEL0883(52)0574 FAX(53)9840



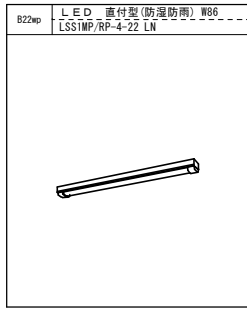
【現況】
屋外電気配線図 S=1/100

通り廊下	
FLR40W x 1 (直付)	2



【改修】
屋外電気配線図 S=1/100

通り廊下	
B22wp	1



現況 → 改修

特記
 図中に示す電気設備の *印は現況品、又は既存品を示す。
 図中に示す電気設備の ×印は既設品の撤去工事を示す。

徳島県土木整備部営繕課

工事名称 R4 営繕 旧美馬商業高等学校 美・美馬 武道場等解体工事
 図名 電気設備解体 部分平面図 (改修前/後)

図面番号 E-4
 縮尺 A2 1/100
 A3 1/141

max 株式会社 マックス設計
 大匠登録 第302457号 知事登録 第11071号
 一級建築士 田 淵 宏 樹

〒779-3610 徳島県美馬市麻町大字麻町705-2
 TEL0883(52)0574 FAX(53)9840